

第2期 みとよ子ども 未来応援計画



令和5年3月
香川県三豊市

はじめに



いつの時代においても、未来を担う子どもたちは社会の宝であり、社会全体の責務として、健全な子どもの育成に取り組んでいくことが求められています。子どもの貧困への社会的関心の高まりを背景に、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されたことを受け、本市では、将来を担う子どもが、生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望をもって健やかに成長していくことのできる環境を整えるとともに、教育の機会均等

を図ることをめざし、平成 30 年に「みとよ子ども未来応援計画」を策定し、子どもの貧困対策を総合的に推進してまいりました。

しかし、国内では今もなお、支援を必要としている子どもや子育て家庭が多いことが指摘されており、子どもの貧困の状況は依然として厳しいことから、国は令和元年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を改正し、「子供の貧困対策に関する大綱」を改定しました。

さらには、近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、これまでの私たちの生活に大きな影響を与え、子どもの学習、生活、コミュニケーションなどを取り巻く環境にも大きな変化をもたらしました。

これらを踏まえ、教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援の 4 つの方針のもと、子どもの貧困対策をより一層推進していくために「第 2 期みとよ子ども未来応援計画」を策定しました。

本計画では、すべての子どもが夢や希望を持って将来を歩んでいけるよう、市民、ボランティア団体、NPO 団体、地域の施設・機関・団体などの皆さまと連携しながら「チームみとよ」で一丸となり、着実に子どもの貧困対策を進めてまいります。

最後に、本計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました三豊市子どもの貧困対策検討委員会の委員の皆さまをはじめ、ご協力いただきました多くの皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和 5 年 3 月

三豊市長 山下 昭史

目次

第1章 計画策定の概要.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画策定の目的.....	2
3 国・県の動向.....	2
4 計画の位置づけ.....	4
5 計画の期間.....	5
6 本計画とSDGsとの関係.....	5
第2章 子どもの貧困をめぐる現状.....	6
1 全国における子どもの貧困の状況.....	6
2 三豊市における子どもの貧困の状況.....	7
3 第1期計画の実施状況と課題.....	31
第3章 基本的な考え方.....	34
1 基本理念.....	34
2 施策の方向性.....	34
第4章 施策の展開.....	35
1 教育支援.....	35
2 生活支援.....	39
3 就労支援.....	46
4 経済的支援.....	47
第5章 計画の推進体制と進行管理.....	49
1 行政、相談・支援機関、地域の役割.....	49
2 啓発・広報の推進.....	49
3 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備.....	50
4 計画の進行管理.....	51
5 子どもの貧困に関する指標.....	51
6 事業一覧.....	53
第6章 資料.....	55
1 計画策定の経緯.....	55
2 三豊市子どもの貧困対策検討委員会設置条例.....	56
3 令和4年度 三豊市子どもの貧困対策検討委員会委員名簿.....	58

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景

平成26年に厚生労働省が発表した「国民生活基礎調査」によると、平成24年における日本の子どもの相対的貧困率は16.3%で、OECD（経済協力開発機構）加盟国34か国中25位（2010年）と、先進国の中でも厳しい状況にあることが明らかとなり、「子どもの貧困」が社会的課題としてクローズアップされるようになりました。

このような状況を踏まえ、国においては、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）が施行され、これを受けて同年8月には、子どもの貧困対策についての基本的な方針や重点施策等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

近年は、法整備などの影響により、全国的にも「子どもの貧困」に関する社会の認知が進み、困難を抱える子どもに対しては、学校や地域、家庭などのさまざまな場面で、行政、ボランティア団体、NPO団体、地域の施設・機関・団体等の多様な主体が支援を進めています。しかしながら、厚生労働省が発表した平成30年の全国の子どもの貧困率は13.5%（新基準においては14.0%）となっており、いまだに約7人に1人の子どもが相対的貧困の状況にあると言われている厳しい水準にあります。

こうした中、国において、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第41号、以下「改正法」とする。）が成立し、同年9月に施行されました。改正法については、子どもの貧困対策に関する計画の策定が都道府県では義務化、市町村では努力義務とされ、地方公共団体における子どもの貧困対策に関する積極的な取組が一層求められています。

令和2年に入ってから、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、日本においても新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言が発出されるなど、これまでの生活が大きく一変する環境変化がありました。外出自粛に伴う働き方の変更のほか、企業等の業績不振に伴う収入減少や失業など、さまざまな影響を受けた子育て家庭も多く、また、子どもにとっては長期間の学校休校、部活動や修学旅行の中止などにより、友人や先生、地域の方々に関わる機会が減少するなど、さまざまな環境変化がありました。これらの環境変化が、学習面、体力面、精神面で大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

2 計画策定の目的

本市では、将来を担う子どもが、生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望をもって健やかに成長していくことのできる環境を整えるとともに、教育の機会均等を図ることができるよう、平成30年3月に「みとよ子ども未来応援計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、庁内の関係各課が連携して、子どもの貧困対策を推進してきました。

子どもの貧困対策を一層推進していくため、本市では、第1期計画の見直しを行い、「第2期みとよ子ども未来応援計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。本計画では、第1期計画の施策を継承した取組を踏まえつつ、引き続きすべての子どもが家庭の環境や経済的な状況にかかわらず、等しく健やかに成長し、夢と希望をもって将来を歩んでいけるよう、子どもを第一に考えた支援を総合的に推進していくことを目指します。

3 国・県の動向

（1）国の法律や制度の改正等

	法律	閣議決定等	制度
平成26年(2014年)1月	子どもの貧困対策の推進に関する法律		
平成26年(2014年)8月		子供の貧困対策に関する大綱	
平成27年(2015年)4月	生活困窮者自立支援法		
平成27年(2015年)12月		すくすくサポート・プロジェクト（子どもの貧困対策会議決定）	
平成28年(2016年)8月	児童扶養手当法改正		平成28年(2016年)8月 児童扶養手当の第2子、第3子以降の加算額増額 平成30年(2018年)8月 児童扶養手当全部支給の方の所得制限限度額引き上げ
平成30年(2018年)10月	生活困窮者自立支援法等改正		平成30年(2018年)10月 生活保護世帯の子どもの大学等への進学準備給付金創設
令和元年(2019年)9月	子どもの貧困対策の推進に関する法律改正		
令和元年(2019年)10月	子ども・子育て支援法改正		令和元年(2019年)10月 幼児教育・保育の無償化
令和元年(2019年)11月		子供の貧困対策に関する大綱改定	令和元年(2019年)11月 児童扶養手当の支給回数を年3回から6回に変更
令和2年(2020年)4月	大学等における修学の支援に関する法律		令和2年(2020年)4月 高等教育等の無償化
令和3年(2021年)12月		こども政策の新たな推進体制に関する基本方針	
令和5年(2023年)4月	こども基本法 こども家庭庁設置法 ※法律は施行年月を記載		

○生活困窮者自立支援法の改正

生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給等の支援を目的として、生活困窮者自立支援法が平成27年4月に施行されました。平成30年の改正では基本理念が新設され、「生活困窮者の尊厳の保持」を図りつつ、困窮の背景にある「地域社会からの孤立」も含めた個々の状況に応じた支援を包括的かつ早期に行うことや、困窮者支援を通じた地域づくりの視点が明確化されました。また、子どもの学習支援については、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加され、子どもの学習支援・生活支援事業として強化されました。

○幼児教育・保育の無償化

子ども・子育て支援法の改正により、令和元年10月から幼稚園、保育施設、認定こども園、就学前障がい児の発達支援等を利用する満3歳児から5歳児までの子どもの利用料が無償化となるとともに、住民税非課税世帯については、満3歳児未満の子どもの利用料も無償化の対象となりました。

○高等教育等の無償化

大学等における修学の支援に関する法律の成立により、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生を対象として、大学・短期大学・高等専門学校（4・5年次及び認定専攻科）・専門学校の授業料等の減免と、給付型奨学金による高等教育の修学支援新制度が令和2年4月から実施されました。

○子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正

令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第41号。以下「改正法」という。）が公布され、同年9月に施行されました。

【改正法の主なポイント】

- ・子どもの将来だけでなく「現在」に向けた対策であること
- ・貧困解消に向けて、児童の権利条約の精神に則り推進すること
- ・子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されること
- ・各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずること
- ・貧困の背景にあるさまざまな社会的要因があることを踏まえること

○子供の貧困対策に関する大綱改定

令和元年11月に改定された「子供の貧困対策に関する大綱」では、子供の貧困対策に関する基本的な方針、分野ごとの基本方針の中で、「すべての子供が夢や希望を持てる社会を目指す」こと、「親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する」こと、「支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する」こと、「地方公共団体による取組の充実」などの新たな項目が追加されました。

○こども家庭庁の創設

常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されます。

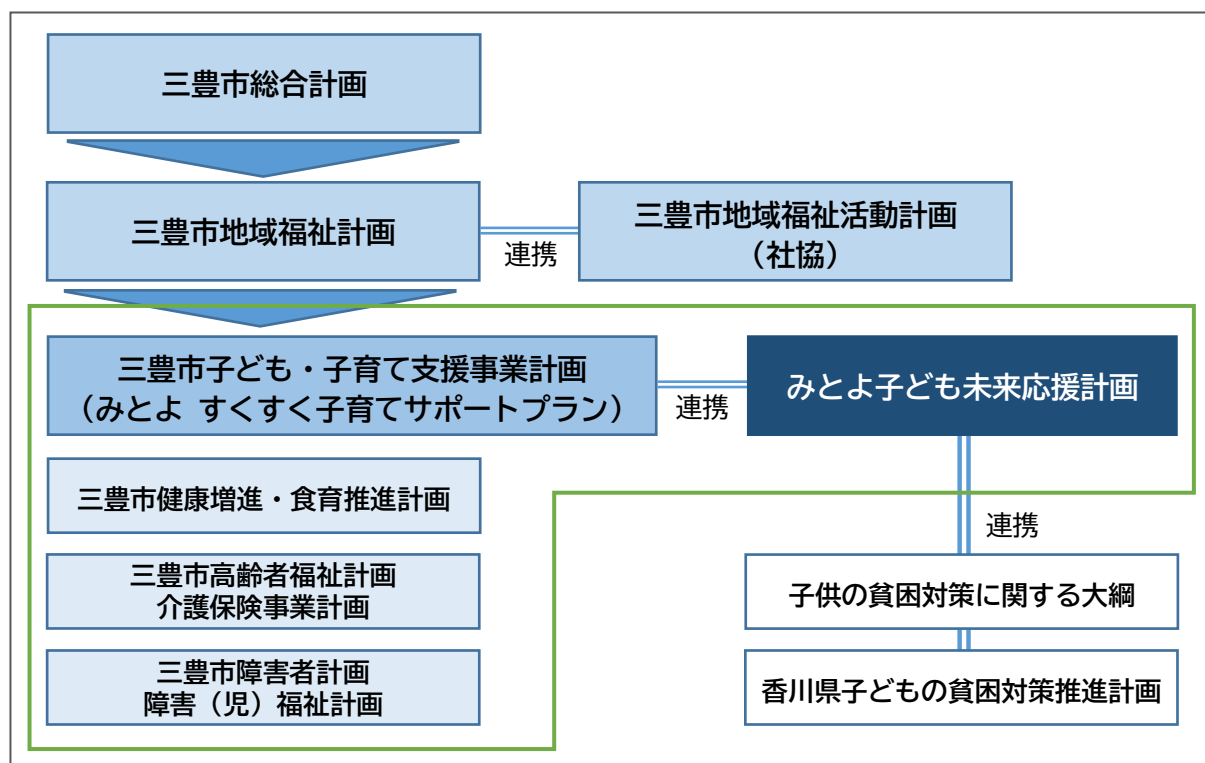
(2) 県の動向

香川県においては、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に定められている「都道府県における子どもの貧困対策についての計画」として、平成27年8月に「香川県子どもの貧困対策推進計画」、令和2年3月には「第2期香川県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、「子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できるかがわづくり」を基本目標に、子どもの貧困対策を総合的に推進することとしています。

4 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策に関する大綱」を踏まえ、香川県の「子どもの貧困対策推進計画」をはじめ、「三豊市総合計画」や「三豊市子ども・子育て支援事業計画」など、関連計画との連携を図りながら、子どもの貧困対策に資する取組について改めて整理するとともに、本市としての基本目標や施策の方向性、計画期間における施策について示すものです。

■計画の位置づけ■



5 計画の期間

本計画の期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とします。また、毎年評価を行うこととし、令和9年度には本計画の見直しを行います。

6 本計画とSDGsとの関係

令和2年7月、本市は「SDGs未来都市」に選定されたことを受け、2030年のあるべき姿とその実現に向けた2020年度から2022年度までの取組を明らかにした「SDGs未来都市計画」を策定しました。

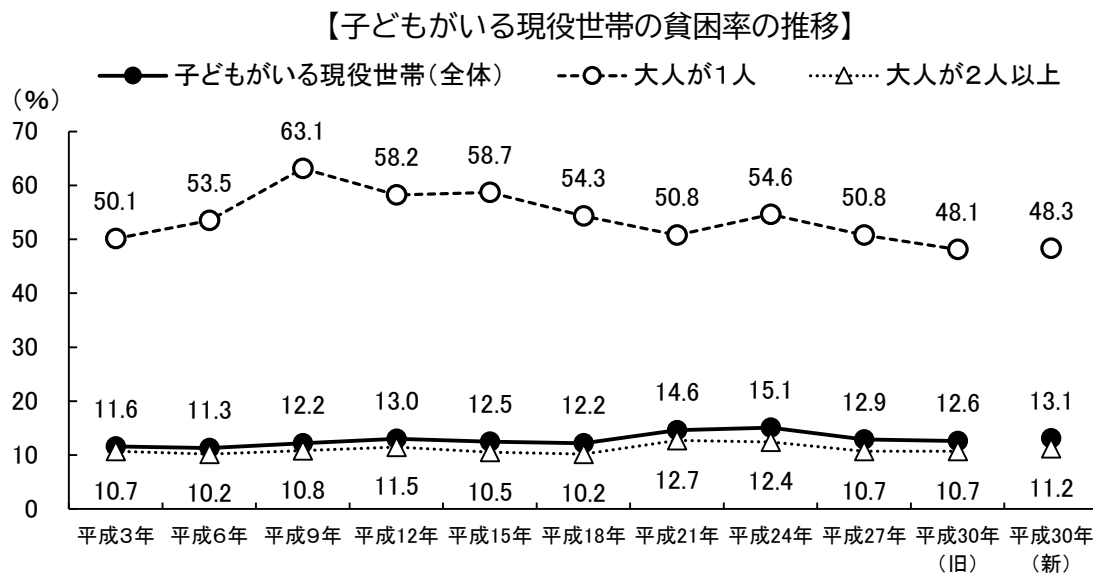
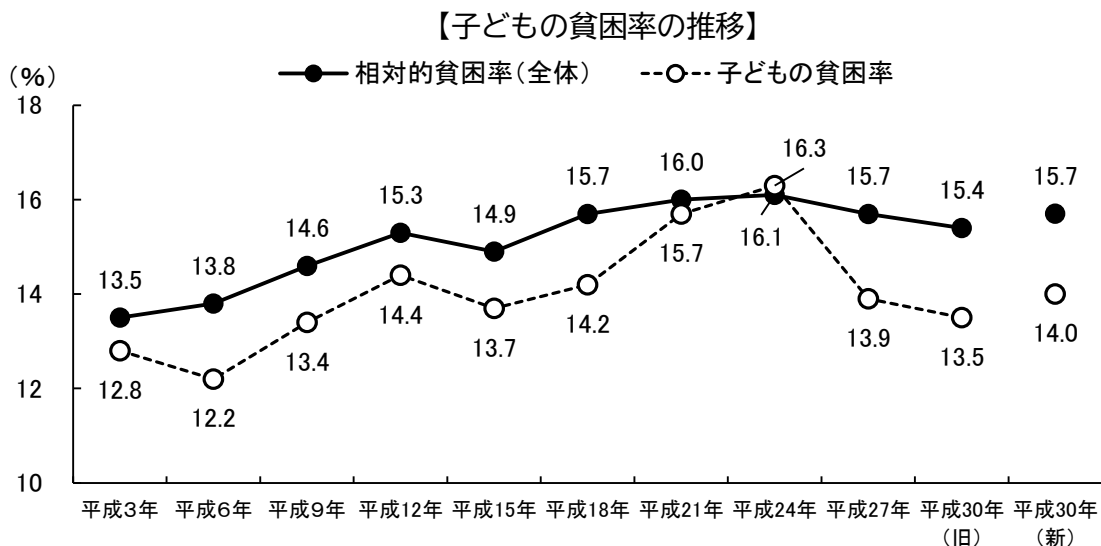
SDGsの「誰一人取り残さない」という理念と本計画の理念は趣旨を共有しており、本計画の推進にあたっては、SDGsの理念を踏まえて、子どもの貧困対策を推進していきます。



第2章 子どもの貧困をめぐる現状

1 全国における子どもの貧困の状況

厚生労働省による国民生活基礎調査によると、年々増加傾向にあった貧困率は平成24年を境に減少に転じているものの、平成30年には子どもの貧困率は13.5%となっており、子どもの約7人に1人が貧困状態にあるという厳しい水準となっています。また、子どもがいる現役世帯のうち、大人が1人（ひとり親世帯）の相対的貧困率は、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準にあります。



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

※平成6年は兵庫県、平成27年は熊本県をそれぞれ除いた数値

※平成30年の「新基準」は、平成27年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの。

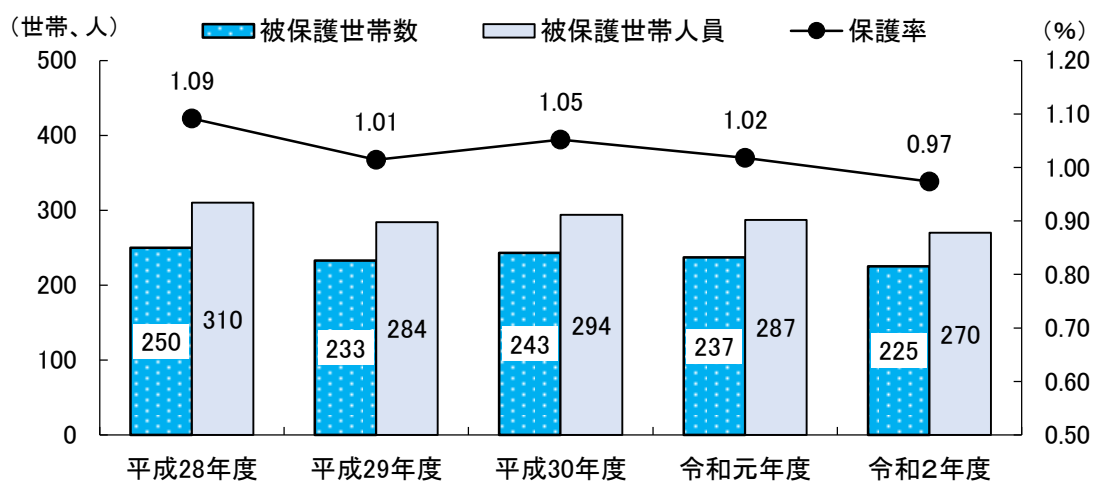
2 三豊市における子どもの貧困の状況

(1) 統計データからみた三豊市の状況

①生活保護の状況

本市の被保護世帯数と被保護世帯人員は、平成30年度以降ゆるやかな減少傾向で推移しており、保護率（生活保護受給世帯数／全世帯数）は、令和2年度には0.97%と近年で最も低くなっています。

【三豊市の生活保護の状況】



資料：福祉課（3月分報告の数値、平成30年以降は3月1日現在の推計人口から引用）

【三豊市の生活保護に関する指標の推移】

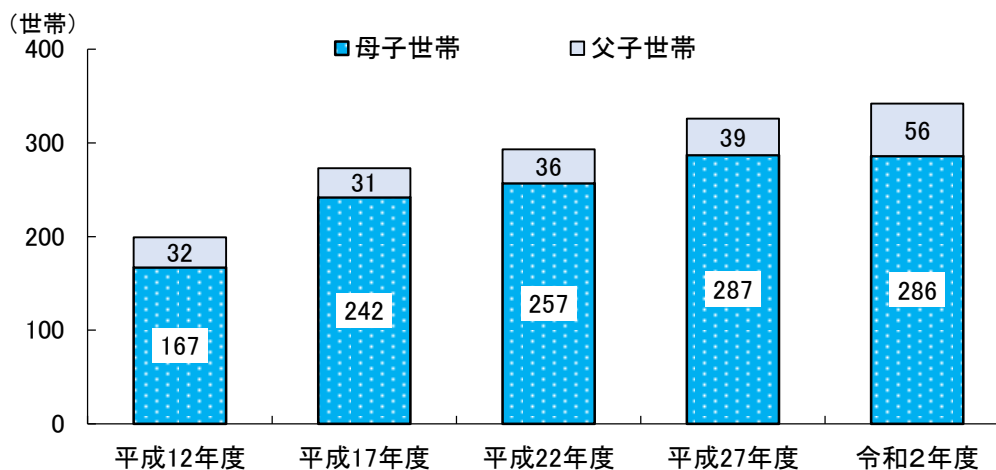
	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度
被保護世帯数(世帯)	238	250	233	243	237	225
被保護世帯人員(人)	295	310	284	294	287	270
保護率(%)	1.04	1.09	1.01	1.05	1.02	0.97
被保護世帯の子どもの数(人)	28	30	26	20	21	19
市全体の世帯数(世帯)	22,802	22,907	22,975	23,103	23,287	23,113

資料：福祉課（3月分報告の数値、平成30年以降は3月1日現在の推計人口から引用）

②ひとり親家庭の状況

本市の母子世帯数は、平成27年度から令和2年度にかけては横ばいとなっているものの、平成12年度の167世帯から約1.7倍の286世帯となっています。また、母子・父子世帯合計では、令和2年度には342世帯となっており、増加傾向で推移しています。

【ひとり親家庭数の推移】



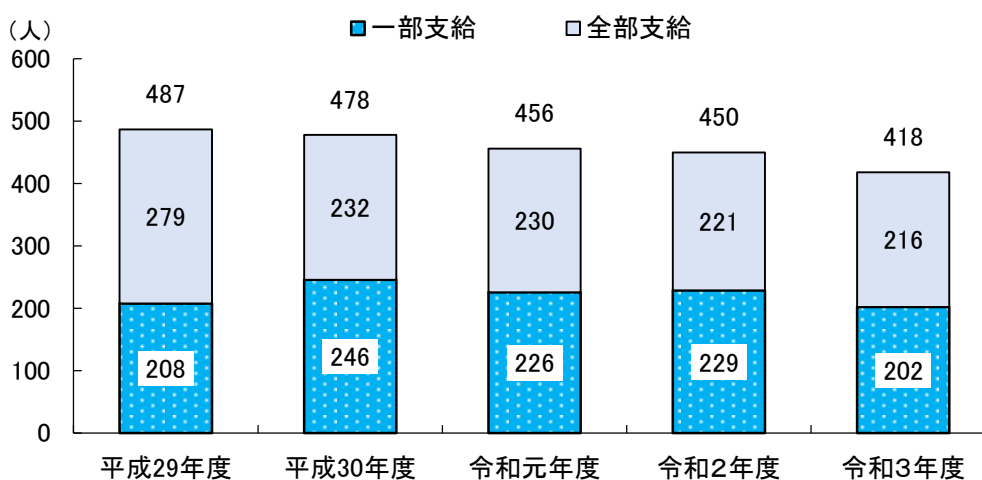
資料：国勢調査

※ひとり親家庭（世帯）：配偶者のいない女子または配偶者のいない男子とその扶養を受けている児童（満20歳未満であって、未婚の者）で構成されている家庭

③児童扶養手当受給者数の推移

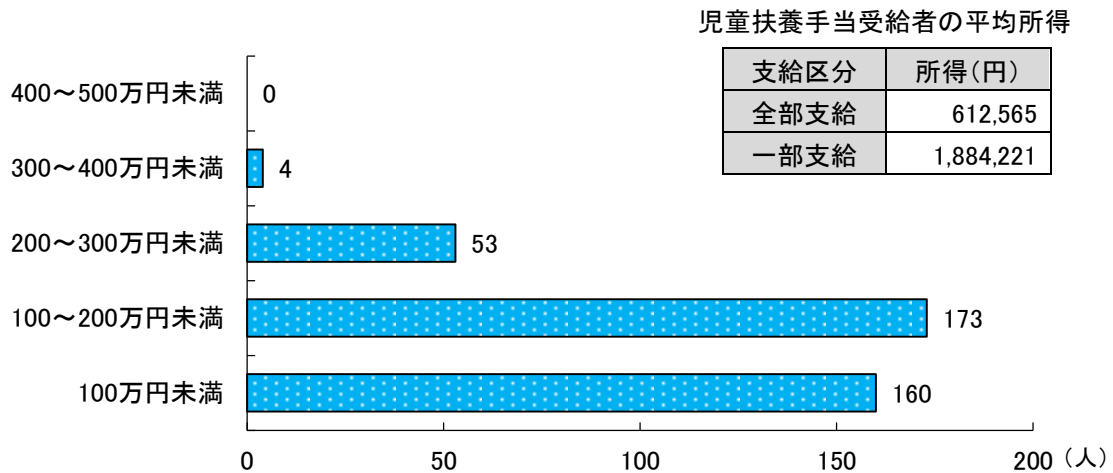
本市の児童扶養手当受給者数は減少が続いており、特に全部支給者は平成29年度の279人から63人減少し、216人となっています。また、全部支給者の平均所得は、一部支給者の3分の1程度と、経済的に非常に厳しい状況となっています。

【児童扶養手当受給者数の推移】



資料：子育て支援課

【児童扶養手当受給者の所得】



資料：子育て支援課

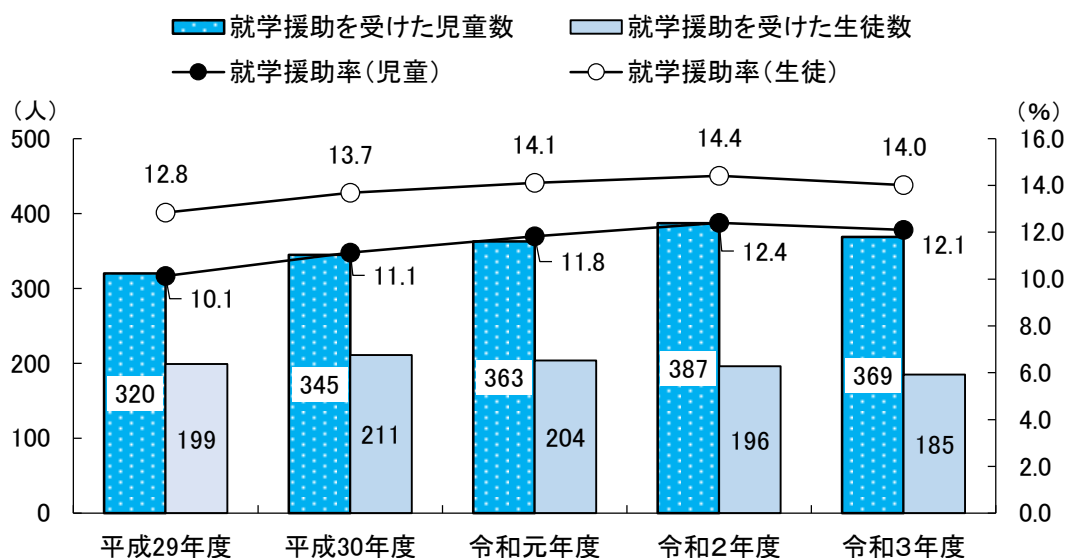
所得＝年間収入金額－必要経費（給与所得控除額）

令和4年4月1日現在の受給者（令和3年度所得）

④就学援助費の受給者数の推移

本市の就学援助を受けた児童数及び児童の援助率はいずれも令和2年度まで増加傾向にありましたが、令和3年度は減少に転じています。一方、就学援助を受けた生徒数は、生徒数全体の減少により平成30年度より減少を続けています。生徒の就学援助率は児童の援助率と同様に令和3年度に減少に転じています。

【就学援助費受給者数の推移】



資料：学校教育課（各年度末受給者数）

(2) アンケート調査の結果からみる状況

① アンケート調査・関係団体・機関調査の実施概要

本調査は、子育てをめぐる現状や子どもの貧困の状況を把握するとともに、国や県等の調査結果等との比較検討を行い、第2期計画の基礎資料を作成することを目的に実施したものです。

また、市内の関連団体・機関事業者を対象に、本市の子どもの貧困に関する現状や課題等を伺いました。各アンケートの実施概要は以下の通りです。

■ アンケート調査の実施概要 ■

調査種別	みとよ子ども未来応援計画に関するアンケート調査		第2期みとよ子ども未来応援計画策定に係る関係団体・機関アンケート調査
調査対象者	三豊市立の小学校に通う小学5年生		三豊市内で活動する福祉団体 小学校、中学校、高校等 幼稚園、保育施設、認定こども園
	三豊市立・学校組合立の中学校に通う中学2年生		
	上記、小学5年生または中学2年生の保護者		
調査方法	小学校・中学校を通じて配布・回収		郵送配付・郵送回収
調査時期	令和3年12月		令和4年8月
配布数	小学5年生	535 件	73 件
	中学2年生	464 件	
	小学5年生の保護者	535 件	
	中学2年生の保護者	464 件	
有効回収数 (有効回収率)	小学5年生	526 件 (98.3%)	61 件 (83.6%)
	中学2年生	451 件 (97.2%)	
	小学5年生の保護者	503 件 (94.0%)	
	中学2年生の保護者	431 件 (92.9%)	

【生活困難世帯の判定方法】

小学5年生・中学2年生のそれぞれの保護者の調査において世帯収入額と同一生計の家族の人数を聞いています。それらをもとに可処分所得を算出し、平成30年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）にあたる127万円以下を生活困難世帯と判定しました。（小学5年生・中学2年生の判定は保護者の調査結果との突合より判定）

また、生活困難世帯の判定が不能な世帯の調査結果は省略して記載しています。

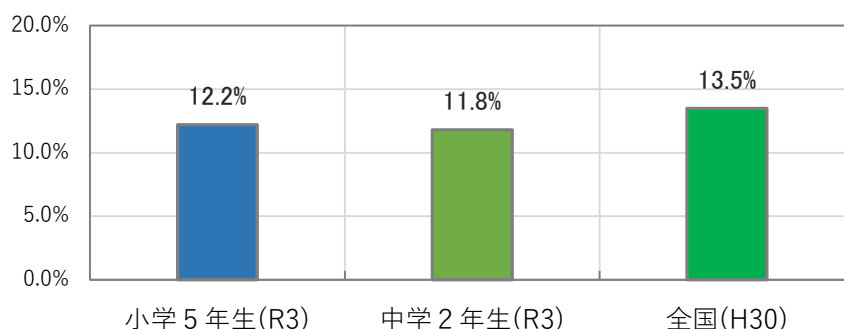
※前回調査時の貧困線は122万円（平成25年）

②アンケート結果の概要（小学5年生・中学2年生）

■子どもの貧困率（生活困難世帯の割合）【保護者の調査結果との突合より】

生活困難世帯は、小学5年生の12.2%、中学2年生の11.8%を占めています。

また、国民生活基礎調査による全国の子どもの貧困率（13.5%）を下回る結果となっています。



■学習状況について

・ふだん学校の授業以外に、1日あたりどのくらいの時間勉強をするか

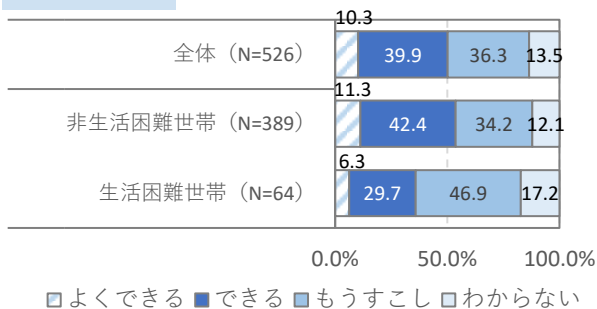
学校の授業以外の1日の勉強時間をみると、小学5年生では平日は「1時間～2時間未満」、中学2年生では平日・土日祝ともに「1時間～2時間未満」が最も多くなっています。

			まったく しない	30分未満	30分～ 1時間未満	1時間～ 2時間未満	2時間～ 3時間未満	3時間以上	無回答
小学 5 年 生	平日	全体(N=526)	2.3	7.8	38.6	40.1	7.8	3.2	0.2
		非生活困難世帯 (N=389)	2.1	6.4	40.1	40.1	8.0	3.3	—
		生活困難世帯 (N=64)	1.6	12.5	31.3	42.2	9.4	3.1	—
1位	土日 祝	全体(N=526)	9.5	19.2	29.5	26.6	10.1	3.6	1.5
2位		非生活困難世帯 (N=389)	8.7	19.0	28.3	28.3	10.3	3.9	1.5
3位		生活困難世帯 (N=64)	10.9	20.3	34.4	25.0	7.8	—	1.6
中学 2 年 生	平日	全体(N=451)	5.1	10.6	25.5	42.8	12.9	1.3	1.8
		非生活困難世帯 (N=333)	4.8	8.7	25.5	44.7	12.6	1.5	2.1
		生活困難世帯 (N=53)	9.4	13.2	30.2	34.0	11.3	—	1.9
1位	土日 祝	全体(N=451)	8.4	10.6	17.1	32.6	18.8	6.7	5.8
2位		非生活困難世帯 (N=333)	8.4	9.9	16.2	32.7	21.0	5.7	6.0
3位		生活困難世帯 (N=53)	5.7	7.5	24.5	34.0	15.1	7.5	5.7

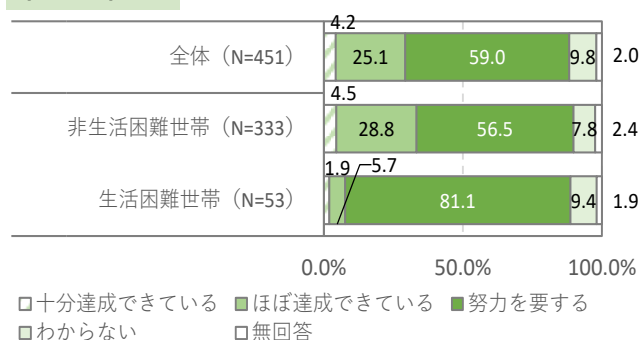
・自分の成績についてどう思っているか

自分の成績についてみると、小学5年生の非生活困難世帯では「できる」が42.4%、生活困難世帯では「もうすこし」が46.9%で最も多くなっています。中学2年生で「努力を要する」と答えた児童生徒をみると、非生活困難世帯の56.5%に対し、生活困難世帯では81.1%と24.6ポイントの差が見られます。

小学5年生



中学2年生



・ふだん学校の宿題以外で、どのように勉強をしているか

学校の宿題以外の勉強の方法をみると、生活困難世帯では非生活困難世帯に比べ、小学5年生・中学2年生ともに「学校の宿題以外で勉強はしない」が多く、反対に「学習塾で勉強する」、「家の人に教えてもらう」は少なくなっています。

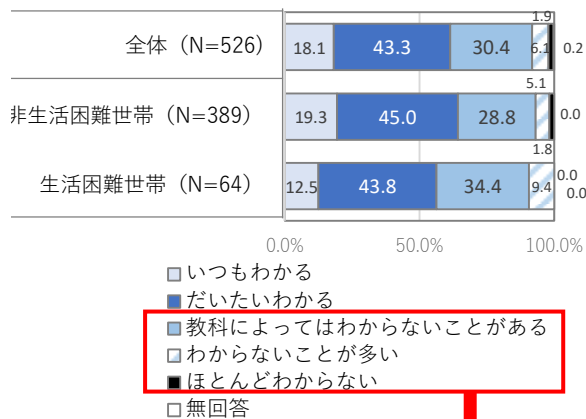
			自分で勉強する	学習塾で勉強する	学校の補習を受ける	家庭教師に教えてもらう	地域の人などが行う無料の勉強会に参加する	家の人に教えてもらう	友達と勉強する	その他	学校の宿題以外で勉強はしない
1位	小学5年生	全体(N=526)	52.5	24.9	3.8	2.1	0.8	38.2	11.6	5.9	21.7
2位		非生活困難世帯(N=389)	52.4	26.5	3.1	2.3	1.0	40.4	11.6	6.2	19.8
3位		生活困難世帯(N=64)	51.6	20.3	6.3	-	-	35.9	10.9	7.8	26.6
1位	中学2年生	全体(N=451)	68.5	51.2	0.2	5.5	1.1	21.7	14.4	1.8	7.8
2位		非生活困難世帯(N=333)	69.7	54.1	0.3	5.7	-	24.0	14.4	2.1	6.0
3位		生活困難世帯(N=53)	62.3	43.4	-	3.8	5.7	17.0	15.1	-	13.2



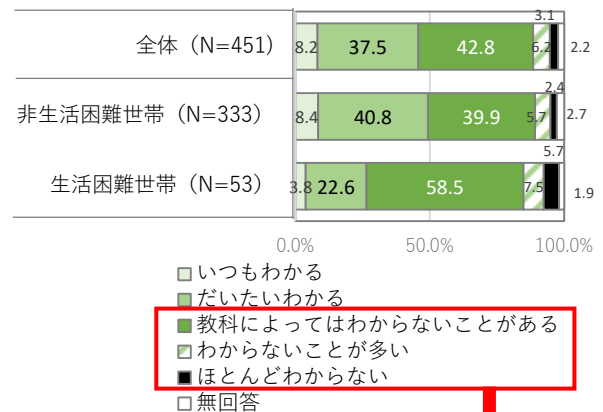
・学校の授業がわかるか、いつごろからわからなくなったか

学校の授業の理解度をみると、「教科によってはわからないことがある」「わからないことが多い」の割合はいずれも非生活困難世帯より生活困難世帯が多くなっています。また、いつごろから授業がわからなくなったかをたずねると、小学5年生の非生活困難世帯は「小学5年生になってから」、生活困難世帯は「小学3年生のころ」「小学4年生のころ」が同率で最も多く、中学2年生では、「中学1年生のころ」に次いで、非生活困難世帯では「中学2年生になってから」、生活困難世帯では「小学5・6年生のころ」が多くなっています。

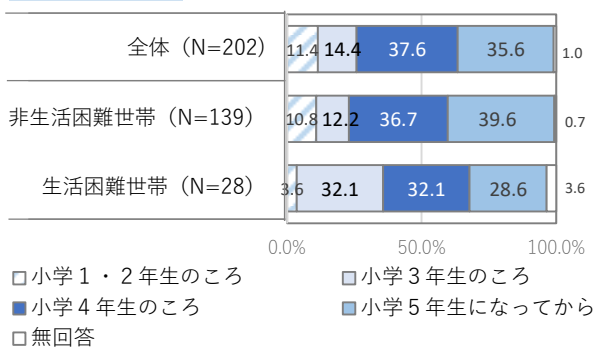
小学5年生



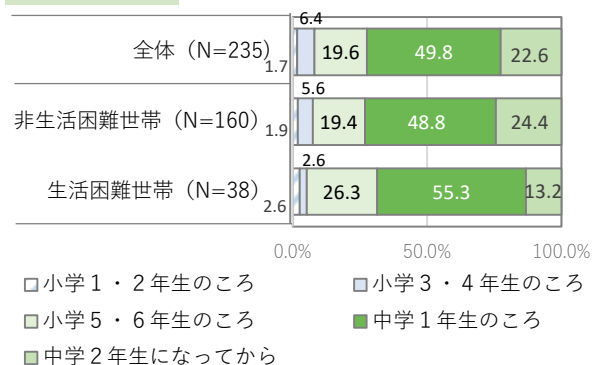
中学2年生



小学5年生



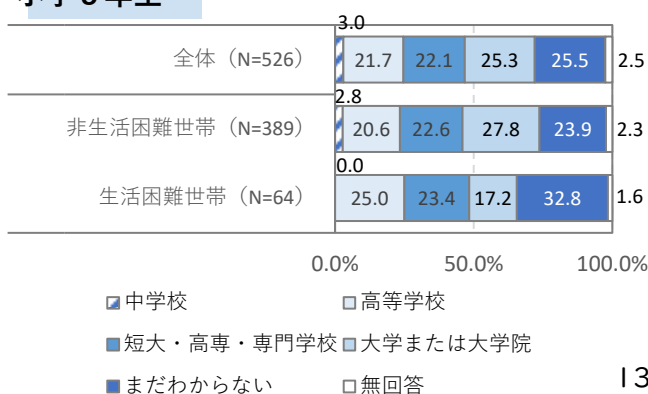
中学2年生



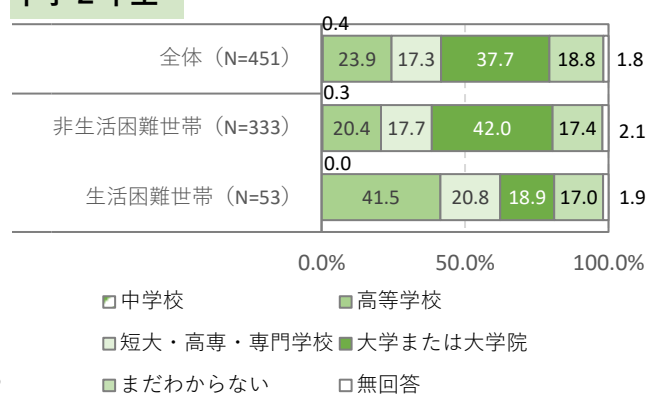
・将来、どの段階まで進学したいか

将来の進学希望をみると、小学5年生の非生活困難世帯は「大学または大学院」、生活困難世帯は「まだわからない」が最も多く、中学2年生の非生活困難世帯では「大学または大学院」が約4割に対し、生活困難世帯では「高等学校」が約4割を占めています。

小学5年生



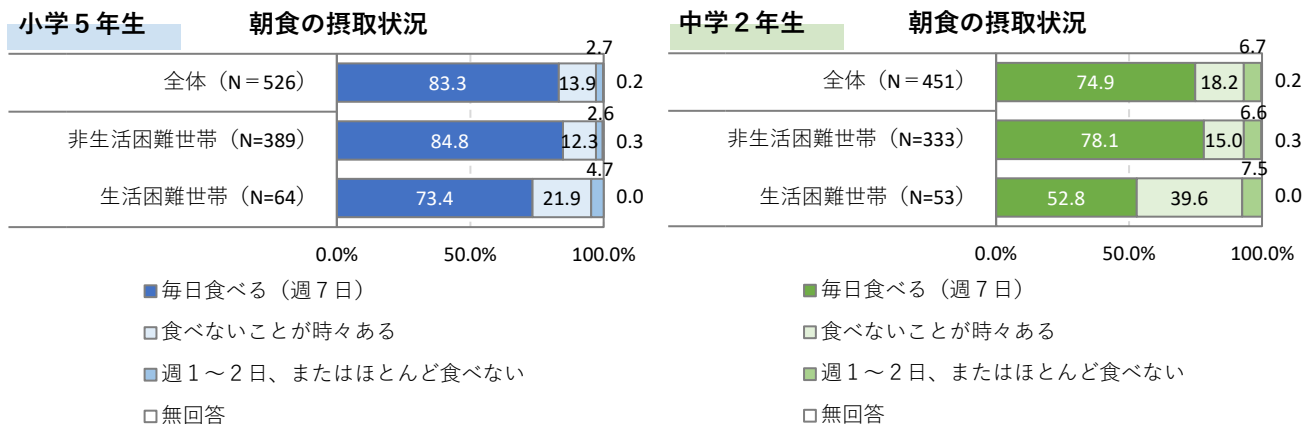
中学2年生



生活習慣について

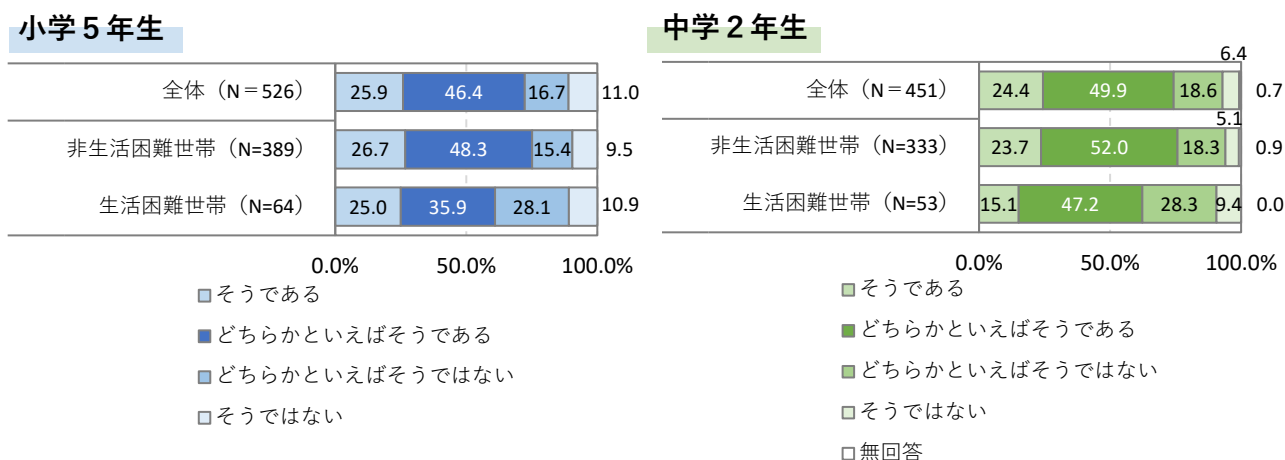
・週にどのくらい食事をしているか

朝食の摂取状況をみると、「毎日食べる（週7日）」と答えた児童生徒は非生活困難世帯に比べて生活困難世帯で差が見られ、特に中学2年生で朝食の摂取率が低くなっています。



・ふだん（月曜日～金曜日）、ほぼ同じ時刻に寝ているか

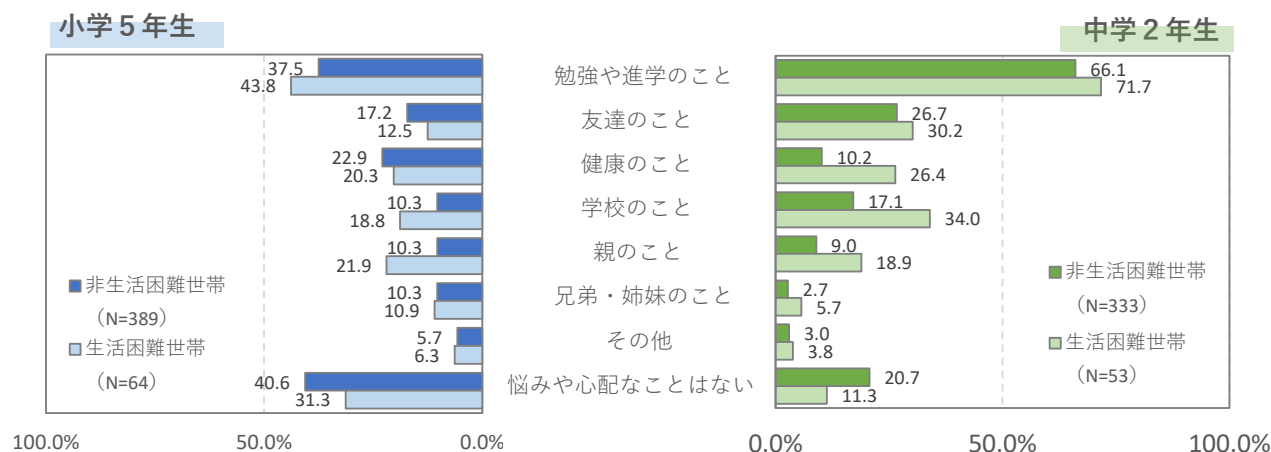
ふだん（月曜日～金曜日）の就寝時刻をみると、小学5年生・中学2年生ともに「どちらかといえばそうではない」または「そうではない」と答えた“就寝時間が不規則な児童生徒”は非生活困難世帯より生活困難世帯に多くなっています。



■こころの健康について

・悩みや心配なことがあるか

悩みや心配なことの有無をみると、小学5年生・中学2年生ともに、ほぼすべての項目で非生活困難世帯より生活困難世帯の割合が高くなっています。



■家庭環境について

・ふだん家族の手伝いや世話をしているか

家族の手伝いや世話の状況をみると、小学5年生・中学2年生ともに「料理をしている」と答えた児童生徒が非生活困難世帯より生活困難世帯で6.3ポイント高くなっています。また、中学2年生の生活困難世帯では「とくにしていない」が28.3%と、非生活困難世帯に比べて5.6ポイント低くなっています。

			買い物をしている	料理をしている	掃除や洗濯をしている	兄弟・姉妹や家族の世話をしている	その他	とくにしていない
1位	小学5年生	全体(N=526)	13.5	27.2	45.4	21.9	15.8	19.2
2位		非生活困難世帯(N=389)	12.3	26.5	46.5	21.6	17.5	18.5
3位		生活困難世帯(N=64)	15.6	32.8	43.8	21.9	17.2	17.2
1位	中学2年生	全体(N=451)	6.4	12.9	37.5	20.8	10.2	32.8
2位		非生活困難世帯(N=333)	6.0	12.6	36.9	18.9	11.1	33.9
3位		生活困難世帯(N=53)	11.3	18.9	37.7	20.8	5.7	28.3

・（家族の手伝いや世話をしている児童生徒のみ）家族の手伝いや世話をすることをどう思っているか

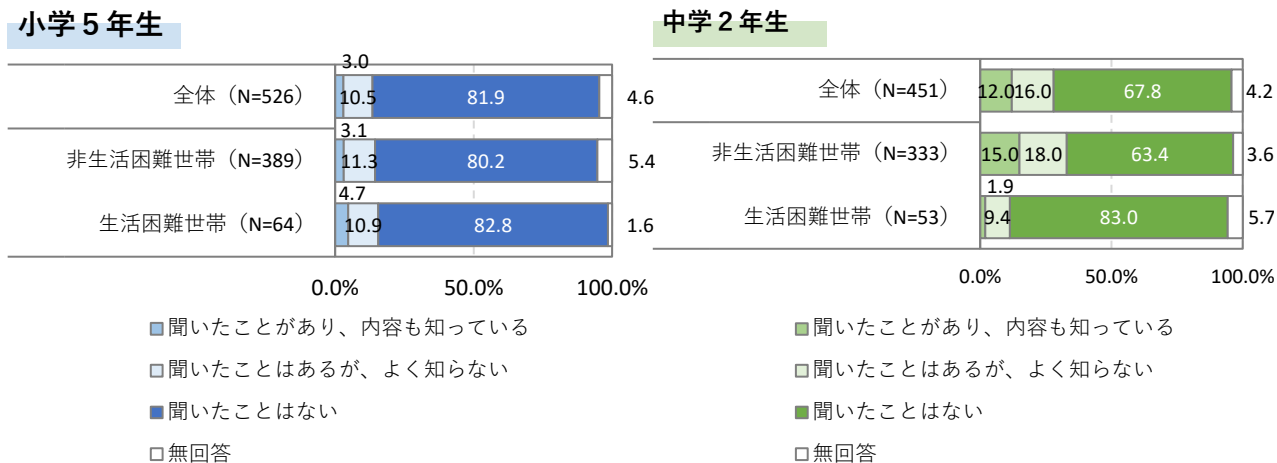
家族の手伝いや世話をすることをどう思っているかをたずねると小学5年生の生活困難世帯では「楽しいと感じている」が最も多くなっていますが、小学5年生・中学2年生ともに生活困難世帯では、「家族のために当たり前のことをしている」が非生活困難世帯よりも少なくなっており、「大変なことや辛いことばかりでやりたくない」が若干多くなっています。

			楽しいと感じている	家族のために 当たり前のことを している	自分が勉強や習い 事（音楽、スポーツなど） をしたくてもできない のでやりたくない	大変なことや 辛いことばかりで やりたくない	その他
1位	小学 5 年 生	全体（N=422）	50.2	54.0	4.0	6.6	9.5
2位		非生活困難世帯 （N=314）	48.1	57.0	4.1	6.4	10.2
3位		生活困難世帯 （N=53）	64.2	37.7	5.7	7.5	11.3
1位	中学 2 年 生	全体（N=286）	32.9	68.2	3.1	5.2	7.7
2位		非生活困難世帯 （N=210）	33.8	70.0	2.4	5.2	7.1
3位		生活困難世帯 （N=34）	32.4	58.8	2.9	8.8	8.8

■ヤングケアラー※¹について

・ヤングケアラーという言葉を知っているか

ヤングケアラーの認知度をみると、中学2年生では「聞いたことはない」と答えた児童生徒が非生活困難世帯の63.4%に対し、生活困難世帯は83.0%と大差が見られます。



※¹ ヤングケアラー／法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

③アンケート結果の概要（小学5年生の保護者・中学2年生の保護者）

■保護者や保護者の家族について

・子どもと同居し、生計を同一にしている親の婚姻状況

お子さんと同居し、生計を同一にしている親の婚姻状況をみると、小学5年生の保護者・中学2年生の保護者ともに、生活困難世帯では「離婚（別居中を含む）」の割合が非生活困難世帯に比べて約30ポイント高くなっています。

			結婚している(再婚 や事実婚を含む)	離婚 (別居中を含む)	死別	未婚・非婚	生計を同一にしてい る親はいない	無回答
1位	小学 5年 生 保 護 者	全体 (N=503)	86.5	11.3	0.8	0.6	0.4	0.4
2位		非生活困難世帯 (N=392)	92.3	6.6	0.5	—	0.3	0.3
3位		生活困難世帯 (N=64)	54.7	37.5	3.1	3.1	1.6	—
1位	中 学 2 年 生 保 護 者	全体 (N=431)	83.8	13.5	0.9	—	0.7	1.2
2位		非生活困難世帯 (N=335)	88.7	9.6	0.9	—	0.3	0.6
3位		生活困難世帯 (N=53)	52.8	39.6	1.9	—	3.8	1.9

・子どもと生計を同一にしている家族のうち働いている人数

お子さんと生計を同一にしている家族のうち、働いている人数をみると、小学5年生の保護者・中学2年生の保護者ともに「2人」が最も多くなっていますが、生活困難世帯では「1人」が4割以上と多くなっています。

			0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	無回答
1位	小学 5年 生 保 護 者	全体 (N=503)	0.2	19.1	69.8	6.0	3.0	0.8	—	1.2
2位		非生活困難世帯 (N=392)	—	15.1	75.5	5.4	2.8	0.8	—	0.5
3位		生活困難世帯 (N=64)	1.6	43.8	39.1	12.5	1.6	—	—	1.6
1位	中 学 2 年 生 保 護 者	全体 (N=431)	0.2	19.5	66.6	7.0	3.2	0.5	0.2	2.8
2位		非生活困難世帯 (N=335)	—	16.1	72.2	7.2	2.7	0.6	—	1.2
3位		生活困難世帯 (N=53)	1.9	41.5	43.4	5.7	5.7	—	1.9	—

■子どもの親について

・子どもの親の現在の職業

子ども親の現在の職業をみると、小学5年生の生活困難世帯の母親は「正社員・正規職員」が非生活困難世帯より7ポイント低くなっています。また、生活困難世帯の父親は「正社員・正規職員」が非生活困難世帯より約40ポイント低くなっています。

中学2年生の生活困難世帯の母親は「正社員・正規職員」が非生活困難世帯より約16ポイント低く、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が約10ポイント高くなっています。また、生活困難世帯の父親は「正社員・正規社員」が非生活困難世帯より約30ポイント低くなっています。

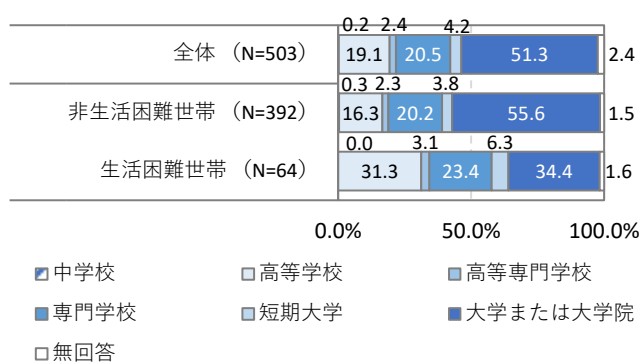
			正社員・ 正規職員	嘱託・契約社 員・派遣職員	パート・アルバ イト・日雇い・ 非常勤職員	自営業 (専従者を 含む)	家事専業・無職	学生	その他	わからない	無回答
小学 5年 生	母親	全体(N=503)	35.8	8.0	35.4	8.3	9.1	0.2	0.6	0.2	2.4
		非生活困難世帯 (N=392)	38.3	7.4	33.7	8.7	9.4	-	0.5	0.3	1.8
		生活困難世帯 (N=64)	31.3	9.4	34.4	10.9	7.8	1.6	1.6	-	3.1
1位	父親	全体(N=503)	73.6	0.8	0.8	14.7	0.2	-	1.0	0.8	8.2
2位		非生活困難世帯 (N=392)	80.4	0.8	0.5	14.0	-	-	0.5	1.0	2.8
3位		生活困難世帯 (N=64)	39.1	1.6	3.1	17.2	1.6	-	3.1	-	34.4
中学 2年 生	母親	全体(N=431)	34.3	7.0	37.8	7.4	8.1	-	0.7	0.5	4.2
		非生活困難世帯 (N=335)	36.7	6.3	37.9	7.2	7.5	-	0.6	0.6	3.3
		生活困難世帯 (N=53)	20.8	9.4	47.2	9.4	11.3	-	1.9	-	-
1位	父親	全体(N=431)	71.0	0.9	0.2	16.5	0.5	-	0.7	1.9	8.4
2位		非生活困難世帯 (N=335)	77.0	0.9	-	16.1	0.6	-	0.3	1.2	3.9
3位		生活困難世帯 (N=53)	47.2	1.9	-	15.1	-	-	1.9	5.7	28.3

■子どものことについて

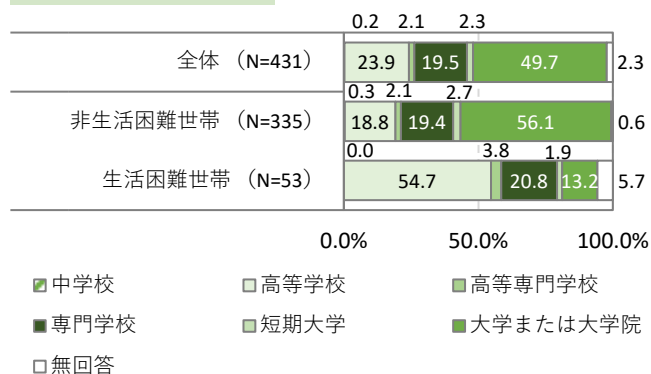
・子どもを将来どの段階まで進学させたいか

お子さんを将来どの段階まで進学させたいと思うかをみると、生活困難世帯は非生活困難世帯に比べて「高等学校」の割合が高くなっており、特に中学2年生では54.7%と半数以上を占めています。

小学5年生保護者



中学2年生保護者



・進学させる際もっとも心配なこと

学校に進学させる際、もっとも心配なことをみると、小学5年生の生活困難世帯は「金銭的な負担」が69.8%と多く、中学2年生の生活困難世帯は「金銭的な負担」に加え、「学力」も約4割と多くなっています。

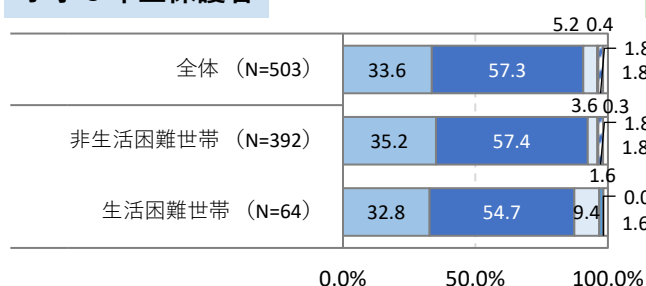
			学力	金銭的な負担	進学先の選択	特にな	わからない	その他	無回答
1位	小学5年生 保護者	全体 (N=491)	25.5	53.8	12.4	5.1	2.2	0.6	0.4
2位		非生活困難世帯 (N=386)	25.9	51.8	14.0	5.2	2.1	0.8	0.3
3位		生活困難世帯 (N=63)	19.0	69.8	3.2	6.3	1.6	-	-
1位	中学2年生 保護者	全体 (N=421)	33.0	42.5	16.6	3.8	1.4	1.7	1.0
2位		非生活困難世帯 (N=333)	32.4	42.6	16.5	4.5	1.5	1.8	0.6
3位		生活困難世帯 (N=50)	40.0	42.0	18.0	-	-	-	-

■子どもの健康状態について

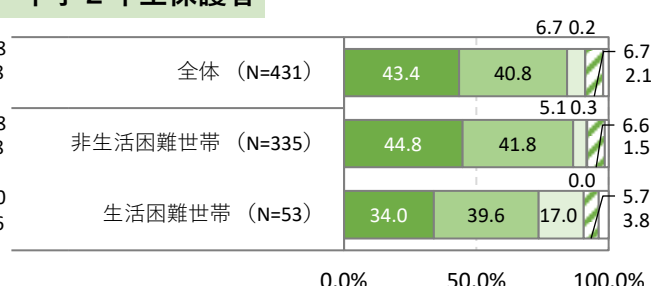
・子どもにむし歯はあるか

お子さんのむし歯の有無をみると、むし歯がある方は小学5年生・中学2年生ともに、非生活困難世帯より生活困難世帯に多くなっています。

小学5年生保護者



中学2年生保護者



- まったくない
- あるが、すべて治療中または治療済
- 治療していないむし歯が1～3本ある
- 治療していないむし歯が4本以上ある
- わからない
- 無回答

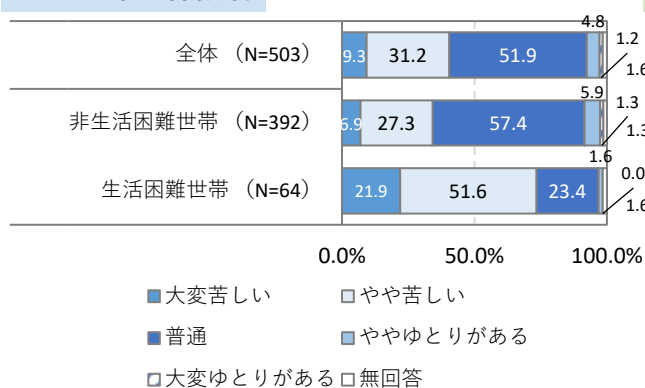
- まったくない
- あるが、すべて治療中または治療済
- 治療していないむし歯が1～3本ある
- 治療していないむし歯が4本以上ある
- わからない
- 無回答

■家庭の経済状況について

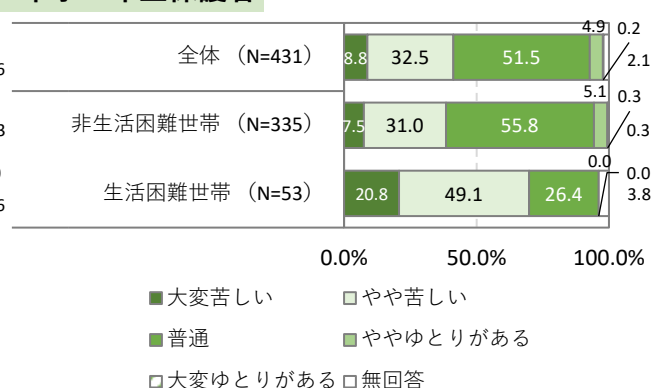
・現在の暮らしの状況を総合的にみて、どう感じているか

現在の暮らしの状況をみると、生活困難世帯は小学5年生の保護者・中学2年生の保護者ともに「やや苦しい」が最も多く、約半数を占めています。「大変苦しい」は非生活困難世帯より生活困難世帯が10ポイント以上高くなっています。

小学5年生保護者



中学2年生保護者



・過去1年の間に、必要なものが買えなかったことや支払いができなかった等はあるか

過去1年の間に、必要なものが買えなかったことなどについて、非生活困難世帯と生活困難世帯の割合差が特に大きいものは、小学5年生の保護者では「学校や保育所・幼稚園等の集金（給食費や遠足の参加費など）、学校用品費」、中学2年生の保護者では「電気代、ガス代、水道代などの光熱水費」となっています。

			食料品費 (し好みはのぞく)	学校や保育所・ 幼稚園等の集 金、学校用品費	家賃、 住宅ローン	電気代、ガス代、 水道代などの光 熱水費	携帯電話や スマートフォン などの通信費	あてはまるもの はない
1位	小学 5年生 保護者	全体 (N=503)	3.8	8.0	4.0	6.4	6.2	78.7
2位		非生活困難世帯 (N=392)	1.8	4.6	3.6	4.3	4.1	85.2
3位		生活困難世帯 (N=64)	12.5	25.0	7.8	20.3	17.2	50.0
1位	中学 2年生 保護者	全体 (N=431)	2.6	7.9	4.6	7.4	5.6	76.8
2位		非生活困難世帯 (N=335)	2.1	7.5	3.3	5.7	4.5	82.1
3位		生活困難世帯 (N=53)	7.5	15.1	15.1	20.8	15.1	52.8

・経済的理由のために世帯にないものはあるか

経済的理由のために世帯にないものをみると、小学5年生の保護者・中学2年生の保護者ともに、「急な出費のための貯金（5万円以上）」が最も多く、特に生活困難世帯では小学5年生の保護者で35.9%、中学2年生の保護者で49.1%と多くなっています。

			子どもの 年齢に合った 書籍	子どもの 趣味のもの (スポーツ・おも ちゃなど)	子ども用の 自転車	子どもが 自宅で宿題を することが できる場所	オンラインでの 学習に使える パソコン・ タブレット	子ども専用の 携帯電話・ スマートフォン	急な出費の ための貯金 (5万円以上)
1位	小学 5年生 保護者	全体 (N=503)	6.2	4.0	2.4	3.8	14.5	15.1	16.5
2位		非生活困難世帯 (N=392)	5.4	2.6	2.0	3.8	12.5	13.0	13.0
3位		生活困難世帯 (N=64)	15.6	12.5	3.1	3.1	25.0	26.6	35.9
1位	中学 2年生 保護者	全体 (N=431)	4.6	3.5	0.5	4.2	13.7	10.9	20.6
2位		非生活困難世帯 (N=335)	3.9	3.3	0.6	3.6	10.4	9.9	17.9
3位		生活困難世帯 (N=53)	9.4	7.5	-	7.5	37.7	20.8	49.1

■家庭での生活について

・一週間にどのくらい子どもだけで晩ごはんを食べるか

お子さんだけの晩ごはんについてみると、生活困難世帯では小学5年生の保護者・中学2年生の保護者ともに、「毎日」から「週に6日」「お子さんだけで晩ごはんを食べることがある」が非生活困難世帯に比べて多くなっています。

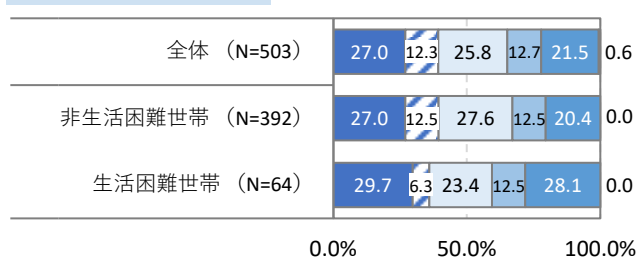
			毎日	週に6日	週に5日	週に4日	週に3日	週に2日	週に1日	まったく ない	無回答
1位	小学 5年 生 保 護 者	全体 (N=503)	6.8	0.6	2.8	2.4	2.4	3.6	5.4	75.7	0.4
2位		非生活困難世帯 (N=392)	5.4	0.3	3.6	2.8	1.8	3.3	5.6	76.8	0.5
3位		生活困難世帯 (N=64)	14.1	1.6	—	1.6	4.7	4.7	3.1	70.3	—
1位	中学 2年 生 保 護 者	全体 (N=431)	6.7	0.5	3.2	1.6	3.0	4.4	6.3	73.5	0.7
2位		非生活困難世帯 (N=335)	7.2	0.3	3.0	1.2	2.7	4.5	6.0	75.2	—
3位		生活困難世帯 (N=53)	7.5	1.9	1.9	3.8	1.9	3.8	9.4	67.9	1.9

■子どもとのかかわりについて

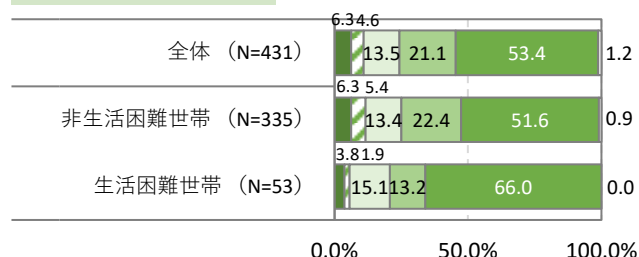
・子どもの勉強をみるか

お子さんの勉強をみるかについてみると、週に1回以上（「ほぼ毎日」「週に3～4回」「週に1～2回」）と答えた生活困難世帯は、小学5年生では約6割を占めていますが、中学2年生では約2割と差が開いています。

小学5年生保護者



中学2年生保護者



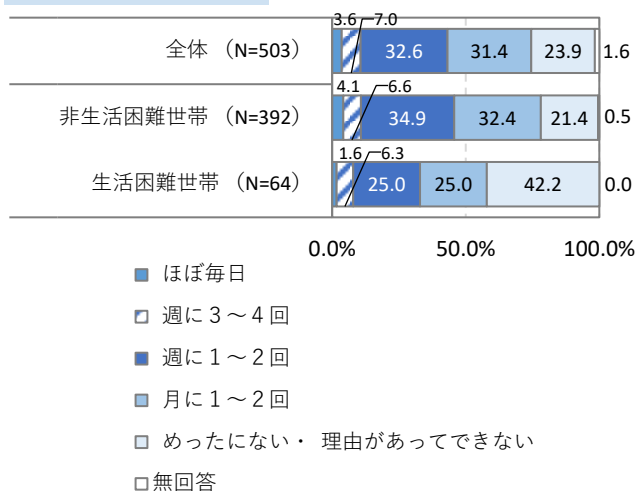
- ほぼ毎日
- 週に3～4回
- 週に1～2回
- 月に1～2回
- めったにない・理由があてできない
- 無回答

- ほぼ毎日
- 週に3～4回
- 週に1～2回
- 月に1～2回
- めったにない・理由があてできない
- 無回答

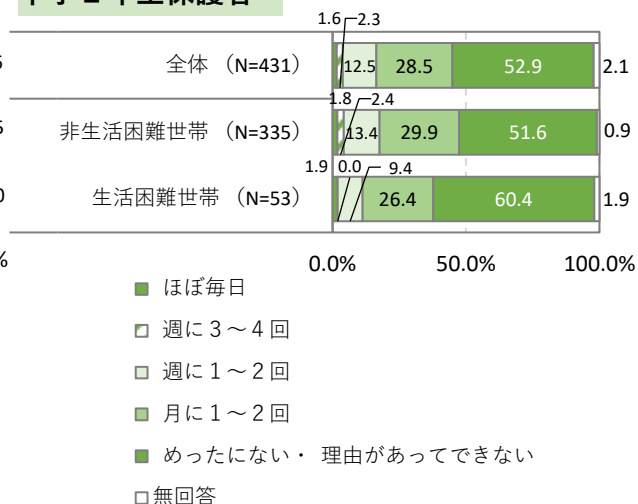
・子どもとからだを動かして遊んでいるか

お子さんの勉強をみるかについてみると、お子さんとからだを動かして遊ぶかをみると、非生活困難世帯・生活困難世帯ともに“週に1回以上”と答えた方が中学2年生の保護者より小学5年生の保護者に多くなっています。

小学5年生保護者



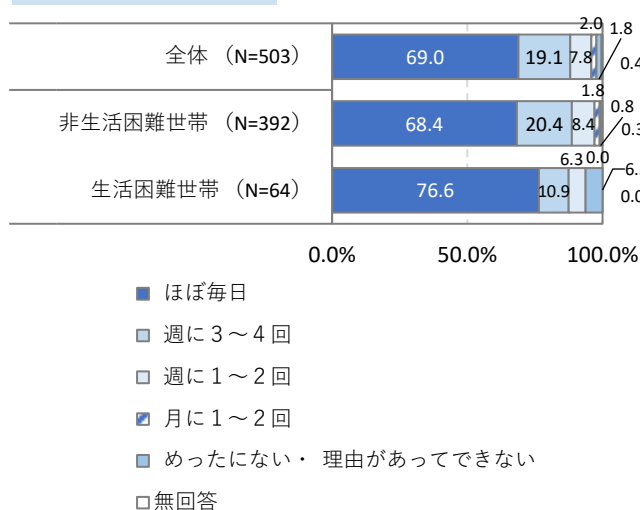
中学2年生保護者



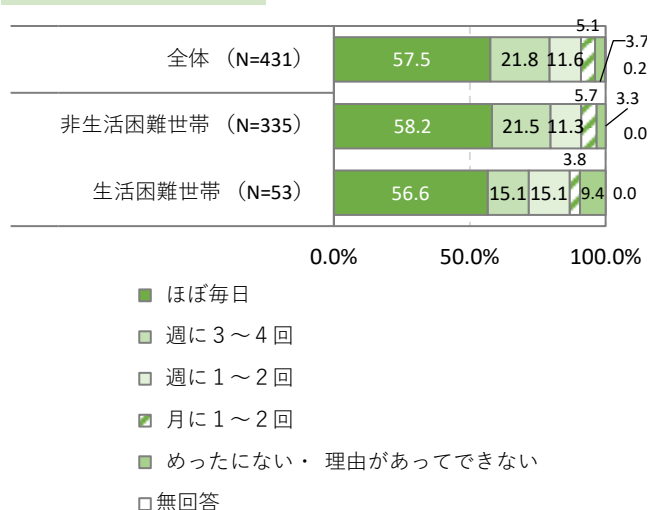
・子どもと学校生活の話をしているか

お子さんとの学校生活の話をするかをみると、小学5年生の生活困難世帯では「ほぼ毎日」が76.6%と、非生活困難世帯に比べて8.2ポイント高くなっています。一方、「めったにない・理由があってできない」は6.3%となっています。中学2年生の生活困難世帯では「めったにない・理由があってできない」が9.4%と非生活困難世帯より6.1ポイント高くなっています。

小学5年生保護者



中学2年生保護者



・子育てをするうえで、不安に感じていることや悩んでいることはあるか

			子どもに対する しつけ	生活習慣	子どもが勉強しな 悪い、または成績が	子どもの 進学、受験	子どもの 将来の就職	子どもの 友人関係	子どもの 教育費	健康状 態	子どもの 発育や 病気の 身体	子どもの 非行や 問題行 動	子どもに 栄養の ある食 事を与 えるこ とがで きない	子ども が協力 してて くれな い	家族が 子育て に合わ ない	家族と 子育て の意 見が	子ども の相 談す る相 手が いな い	その 他	悩み はな い
1位	小学 6年生 保護者	全体 (N=503)	35.4	24.1	22.3	41.4	29.8	25.0	34.6	22.9	8.0	0.8	4.6	5.6	1.8	2.6	13.1		
2位		非生活困難世帯 (N=392)	35.2	25.0	21.7	40.1	28.8	25.0	31.9	22.7	7.1	0.5	3.8	4.8	1.0	2.8	14.8		
3位		生活困難世帯 (N=64)	34.4	21.9	28.1	50.0	32.8	26.6	51.6	29.7	10.9	1.6	6.3	7.8	4.7	1.6	6.3		
1位	中学 2年生 保護者	全体 (N=431)	21.6	22.0	32.5	65.0	45.5	27.4	42.7	16.0	6.0	2.1	3.5	6.0	3.7	0.9	11.8		
2位		非生活困難世帯 (N=335)	21.2	22.1	29.6	66.6	44.2	27.2	41.2	15.2	5.7	2.1	3.9	5.4	3.6	1.2	12.8		
3位		生活困難世帯 (N=53)	28.3	26.4	54.7	71.7	60.4	26.4	56.6	26.4	5.7	3.8	1.9	11.3	7.5	-	3.8		

これまでに実際に利用したことがあるものをみると、生活困難世帯では小学5年生の保護者・中学2年生の保護者ともに「小中学校の就学援助、就学奨励費、高等学校の授業料援助」が非生活困難世帯に比べて多くなっています。

23

・子育てをするうえで必要としていること、重要だと思う支援はどのようなものか

子育てをするうえで必要としていること、重要だと思う支援をみると、小学5年生の保護者・中学2年生の保護者ともに「住宅をさがすための支援を受けられたり、住宅費が軽減されたりすること」「一時的に必要な資金を借りられること」は非生活困難世帯より生活困難世帯に多くなっています。

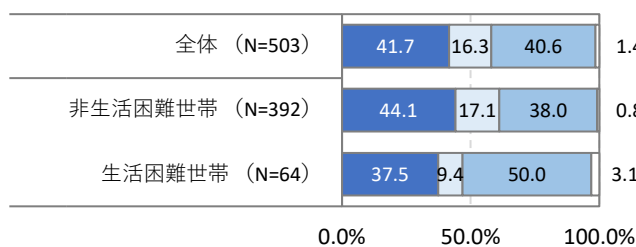
			との子を 相談など でき、こ み生活	こら員民 と支、生 援、地委 を域員、 受の、 け人児 らた童 れち委 るか	受就 け職 らた め の 支 援 が	れり支住 た、援宅 す、をを る宅受を る費けが こと軽れ 減たため の	こなな病 と支気 援にや をつ障 受いが けてい ら専の れ門こ る的と	もきど病 をにの気 預、事や け一情出 ら時が産 れるあ、 るにつ事 こ子た故 とどとな	こる子 と費ど 用も がの 軽就 減学 され るか	と資一 金時 を的 借に り必 要 れ と な る	そ 他	支 援 は 必 要 な い
1位	小学5 年生 保護 者	全体 (N=503)	46.7	5.6	14.1	9.9	22.3	22.1	61.4	7.8	3.0	5.2
2位		非生活困難世帯 (N=392)	48.2	5.9	15.6	9.2	25.0	23.0	62.0	6.4	2.3	5.9
3位		生活困難世帯 (N=64)	46.9	4.7	9.4	17.2	12.5	21.9	60.9	15.6	6.3	4.7
1位	中学2 年生 保護 者	全体 (N=431)	41.1	5.1	18.6	10.7	22.5	21.3	67.5	11.6	1.6	4.9
2位		非生活困難世帯 (N=335)	42.1	4.8	18.5	11.0	22.7	23.3	69.9	10.7	1.8	5.4
3位		生活困難世帯 (N=53)	47.2	7.5	18.9	13.2	24.5	13.2	58.5	18.9	1.9	1.9

■ヤングケアラーについて

・ヤングケアラーという言葉を知っているか

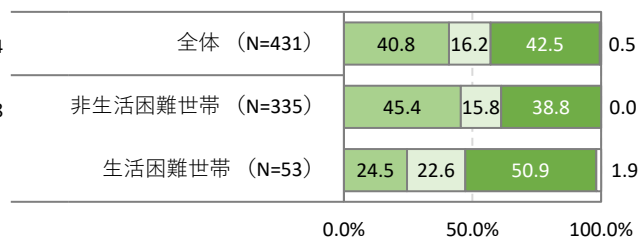
ヤングケアラーという言葉の認知度をみると、小学5年生の保護者・中学2年生の保護者ともに生活困難世帯より非生活困難世帯の認知度が高くなっており、生活困難世帯の過半数が「聞いたことはない」と答えています。

小学5年生保護者



- 聞いたことがあり、内容も知っている
- 聞いたことはあるが、よく知らない
- 聞いたことはない
- 無回答

中学2年生保護者



- 聞いたことがあり、内容も知っている
- 聞いたことはあるが、よく知らない
- 聞いたことはない
- 無回答

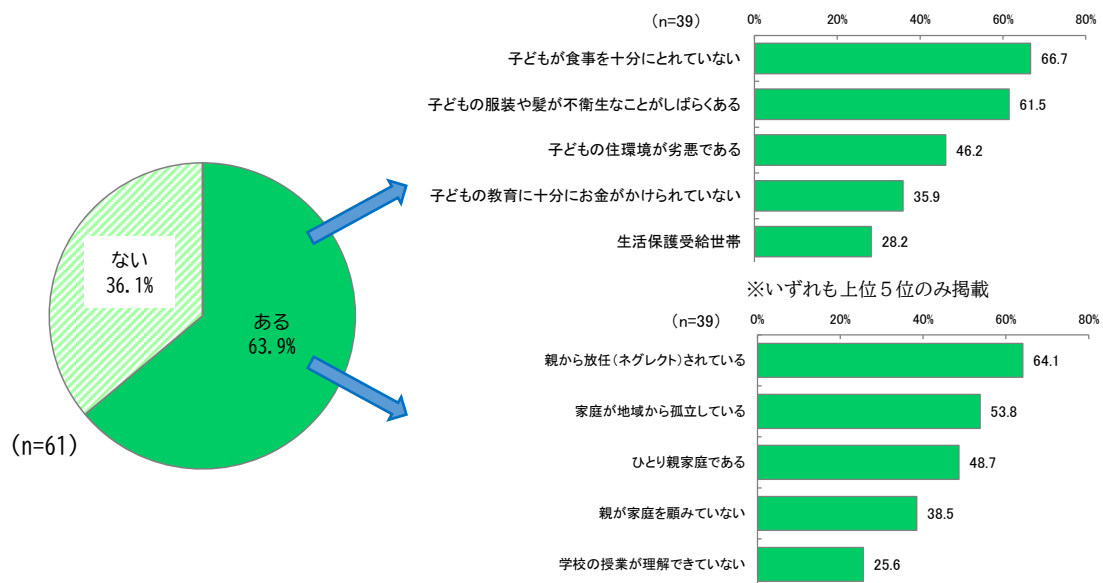
④ アンケート結果の概要（関係団体・機関）

■ 子どもの貧困について

・ 貧困状況にある子どもを発見したことがあるか、その場合の子どもの状況等

貧困状況にある子どもを発見したことがあるかをみると、「ある」が63.9%、「ない」が36.1%となっています。

「ある」と回答した方が発見した子どもの状況は「子どもが食事を十分にとれていない」(66.7%)が最も多くなっています。また、その子どもが併せてどのような状況にあるかをみると、「親から放任（ネグレクト）されている」(64.1%)が最も多くなっています。

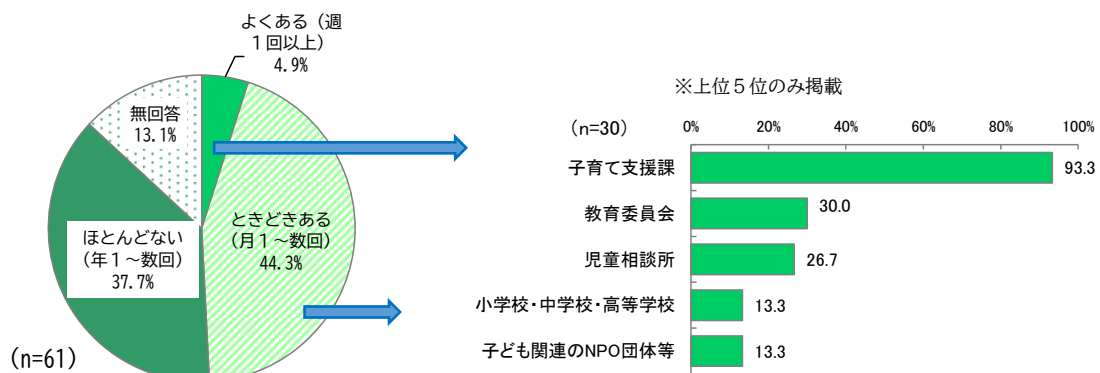


■ 情報共有について

・ 他の部署・機関と情報のやり取りをする機会があるか

他の部署や機関と貧困状況にある子どもについての情報をやり取りする機会があるかについてみると、「よくある（週1回以上）」が4.9%、「ときどきある（月1～数回）」が44.3%となっており、約5割が『情報共有を行っている』という結果になっています。

また、『情報共有を行っている』と回答した方のやり取りの多い部署や機関は、「子育て支援課」が93.3%と突出しています。



種別	調査により把握された内容
貧困状況にある家庭にどのような支援を行ったか	お腹を空かせている子に、おやつを提供したり給食を多めについだりした。
	子育て支援課や保健師に現状を報告し、情報を共有した。
	家庭訪問、教育相談、関係機関に繋ぐ。
	保護者へのききとりや状況確認。
	就学援助制度の活用に関するアドバイスや諸手続きの補助。
	ボランティアへの参加を促し、様々人と出会い、自己肯定感を高める。
	ラインなどの SNS を利用した相談対応。
	フードバンク、フードパントリーなどの食糧支援。
貧困状態にある家庭への支援で困難だと思う事	電話が止められていたりするため、連絡がつきにくい。
	金銭面や仕事面はプライベートなことなので踏み込みづらい。
	給食費未払い等について、信頼関係を保ちつつ追求することは難しい。
	児童手当等を保護者自身のために使う場合もあるが、その判別も難しい。
	行政側の思い込みの場合もあり、支援が必要かどうかの見極めが難しい。
	保護者が精神疾患を抱えているケースが多く、どう支えていけばよいか悩む。
	その家庭の保護者へのアプローチの方法が分からない。
	虐待の場合、子どもへの直接介入となり、保護者に対する支援ができにくい。
貧困状態にある家庭に必要なと思う支援について	金銭面はもちろんだが、生活面でのサポートも必要。
	料理を通して、自分で作れるノウハウや意欲を身に付けさせる。
	どのような支援体制があるのかを知り関係機関を繋ぐ。
	気軽に訪れることのできる相談機関や窓口の設置、サポート体制の充実。
	学校（園）と行政が貧困状況にある家庭に対応できるマニュアルを作成する。
	相談できる人が身近にいること、現状把握、情報提供、見守り。
	制服等のリサイクル、リユース。
	強制力のある保護者への支援。
貧困状況にある家庭が改善に向かったケースについて	丁寧に関わることで信頼関係を築き、要望を受け入れてくれるようになった。
	関係機関が当該者の情報を共有し対応することで当該者に安心感が生まれた。
	保護者が相談機関を利用したことで、子どもと向き合う時間ができた。
	子どもセンターや子育て支援課が相談に乗っているケースでは保護者の心理面をサポートするという意味でも、とてもうまくいっている。
	フードパントリーの利用により、孤立していたひとり親家庭と繋がることができ、本人が抱えていた不安感などを少しずつ話してもらえるようになった。
	家庭訪問を繰り返すことで、登校できる日が多くなった。
	いじめを受けていた子がボランティアへの参加がきっかけで友人ができ、小さな卒にとらわれない生き方を知り、学校を辞め、新しい道を歩み始めた。
	SSW による親への対応は大きな効果がある。

(3) 調査結果からみた課題

①経済的支援

ア ン ケ ー ト 結 果	◇生活困難世帯では、非生活困難世帯と比べると、現在の暮らしの状況を「苦しい」と感じている割合が高く、必要なものが買えなかったことや、支払いが遅れたり、支払いができなかったことが「ない」と答えた割合は低くなっています。また、「急な出費のための貯金（5万円以上）」がないと答えた割合も高くなっています。 ◇生活困難世帯で実際に利用したことがある支援では、「小中学校の就学援助、就学奨励費、高等学校の授業料援助」が多くなっています。 ◇子育てをするうえで必要としていること、重要だと思う支援をみると、「住宅をさがすための支援を受けられたり、住宅費が軽減されたりすること」「一時的に必要な資金を借りられること」が多くなっています。
関係団体調査による意見やアイデア	◇制服、ユニフォームなど学用品のリユースイベント。 ◇就学援助制度等に関する情報提供や手続きの補助。 ◇高校授業料無償制度の継続。 ◇子ども食堂のように無料または安価でご飯を食べられる場を設ける。「誰かと食べる食卓」の提供。
本 市 の 課 題	◆生活困難世帯の中には、ライフライン等料金の支払い困難、生活必需品の購入困難を経験している世帯が全体と比べて多く、生活を営むうえで経済的に厳しい状況にあることがうかがえます。 ◆子どもが安定した日常生活を送ることができるよう、経済的支援が必要とされる世帯には、手当等の助成支援と、それらの制度のより一層の周知を図る必要があります。また、いわゆる「貧困の連鎖」につながる可能性を、将来的に減らす方向で取り組む必要があります。

②保護者の支援

ア ン ケ ー ト 結 果	◇生活困難世帯では、非生活困難世帯と比べると、「離婚（別居中を含む）」の割合が高くなっており、働いている人数は「1人」が4割以上と高くなっています。 ◇生活困難世帯では、非生活困難世帯と比べると、母親の職業は「正社員・正規職員」の割合が低く、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が高くなっており、父親の職業は「正社員・正規職員」の割合が低くなっています。 ◇生活困難世帯では、非生活困難世帯と比べると、「子どもだけで晩ごはんを食べることがある」世帯の割合が高くなっています。 ◇生活困難世帯では、非生活困難世帯と比べると、子どもとのかかわりについて「めったにない・理由があってできない」と答えた割合が高くなっています。 ◇生活困難世帯では、非生活困難世帯と比べると、子育てをするうえで、「成績」「進学・受験」「将来の就職」「教育費」「健康状態」等の不安や悩みをかかえている割合が高くなっています。
関係団体調査による意見やアイデア	◇親への啓発、情報提供、行政からの指導 ◇保護者の就労支援を行い、家庭収入の安定を目指す。 ◇親の困り感に寄り添った相談、支援を行う。 ◇家事・育児のサポートを行い働きやすい環境を作る。
本 市 の 課 題	◆日常的に支援を受けにくく孤立しがちであることが考えられるため、経済的に厳しい状況にある世帯を孤立させないための取組が課題です。 ◆就労面では、生活困難世帯は正規雇用の割合が低く、非正規雇用の割合が高く、それが相対的貧困につながっていることから、就職、転職等の情報提供や就労に有利となる資格取得等に対する支援の充実が求められます。併せて保護者の就労を支える保育・子育て支援の充実も必要です。 ◆家庭における大人の人数が少なく、子どもとの関わりが乏しくなりがちであることや、関連して家庭の教育力が十分に発揮できない環境になりがちであることから、経済的な支援に加え、こうした特有の問題に対応した支援を検討する必要があります。

③子どもの生活支援

ア ン ケ ー ト 結 果	◇生活困難世帯では、非生活困難世帯と比べると、朝食・夕食を「毎日食べる」と答えた児童生徒の割合が低くなっており、就寝時間が不規則な児童生徒の割合は生活困難世帯に高くなっています。 ◇生活困難世帯では、非生活困難世帯と比べると、むし歯がある子どもの割合が高くなっています。 ◇生活困難世帯では、非生活困難世帯と比べると、ほぼすべての項目で悩みや心配なことがある児童生徒の割合が高くなっています。 ◇生活困難世帯では、家族の手伝いについては、「とくにしていない」と答えた児童生徒の割合の方が低くなっており、小学5年生・中学2年生ともに「家族のために当たり前のことをしている」が非生活困難世帯よりも少なく、「大変なことや辛いことばかりでやりたくない」が若干多くなっています。 ◇ヤングケアラーという言葉の認知度は、小学5年生、中学2年生、保護者のいずれの調査においても、生活困難世帯での認知度が、非生活困難世帯に比べて低くなっています。
関係団体調査による意見やアイデア	◇ボランティアへの参加を促し、様々な人と出会うことで協力することの大切さを学んでもらう。 ◇ラインなどのSNSを利用した悩み相談。
本 市 の 課 題	◆生活困難世帯では、朝食、歯みがき、規則正しい生活といった基本的な生活習慣の確立の面で課題があると考えられます。 ◆世帯の経済状況が子どもの生活に影響を及ぼしており、児童手当や医療費の給付、幼児教育・保育無償化などの経済支援を通じて、生活の基盤を確保することで子どもの生活を支援することが必要です。 ◆家族の手伝いについては、子どものお手伝いととらえる場合も含むと考えられますが、いわゆる「ヤングケアラー」である場合も考えられます。生活困難世帯での悩みや心配なことがある児童生徒も多く見受けられることから、自分の希望を持ち実現に向けて努力できる環境づくりに向けて、包括的な支援が早期に進むよう、大人が状況を適切に把握し連携していくことが、今以上に求められます。

④子どもの学習支援

ア ン ケ ー ト 結 果	◇生活困難世帯では、非生活困難世帯と比べると、学習塾や家庭教師に勉強を教えてもらう割合が低く、学校の授業以外の勉強時間が少ない傾向がみられます。成績について「よくできる」「十分達成できている」と答えた児童生徒の割合が低くなっています。 ◇生活困難世帯では、非生活困難世帯と比べて、早い段階で学校の授業の理解度が低くなっており、宿題以外の勉強はしていない割合が高い傾向がみられます。 ◇児童生徒自身の将来の進学希望および保護者が希望する子どもの将来の進学希望は、生活困難世帯では、非生活困難世帯と比べると「高等学校」と答えた割合が高く、保護者が進学させる際もっとも心配なことは「金銭的な負担」に加え、中学2年生の保護者では「学力」の割合も高くなっています。
関係団体調査による意見やアイデア	◇学習支援が受けられるボランティア機関の設置。 ◇奨学金制度、就学援助制度などの周知、啓発。 ◇参考書等の学用品リース事業。（無料で提供） ◇放課後、担任の先生が補充学習を行う。 ◇将棋教室で宿題や自習勉強を見ている。
本 市 の 課 題	◆子どもの進学に対する意識や通塾、習い事の状況及び子ども自身の学習理解度については生活困難の状況で違いが出ていることから、家庭環境に左右されない学習を保障する取組を検討する必要があります。 ◆親の所得等に左右されず、落ち着いて勉強できる環境や子どものニーズに応じた通塾や習い事など、包括的な子どもの学びの支援体制づくりを図り、本人の意思で希望する進学先を選択できるような環境づくりが必要です。 ◆経済的な支援だけでなく、教育的・文化的支援や人間関係面での支援などに取り組むことで、経済的要因によるマイナスの影響を軽減させることが期待されます。経済的要因だけに視野を限定するのではなく、幅広い観点から支援の充実を図ることが課題です。

3 第1期計画の実施状況と課題

第1期計画は、平成30年度から令和4年度までを計画期間とし、4つの施策の方向性に基づき、市と関係機関・団体等が連携して取組を推進してきました。本計画の策定にあたり、第1期計画の進捗状況を確認し、課題の整理を行いました。

(1) 教育支援

主な取組
○平成21年度に発足した「三豊市就学前教育・保育推進研究会」を通じて、様々な事例協議や現場研修による実践研究を通し、職員一人ひとりの資質の向上に努め、教育（保育）環境の充実に努めています。 ○学校いじめ防止基本方針に基づき、全職員による不登校・問題行動の未然防止と早期発見・早期対応に向けて、職員会や校内研修等で全教職員の共通理解を図り、組織で取り組む意識を高めています。 ○合計12名（令和4年度）のスクールカウンセラーを小中学校に配置し、児童生徒や保護者の相談やカウンセリングを実施しています。 ○スクールソーシャルワーカーは4名体制（令和4年度）で、貧困家庭への家庭訪問を実施することで、関係機関と連携して児童生徒の生活環境の確認や把握に努めています。 ○幼稚園では、発達の気になる幼児を対象に、現場研修、市や県の巡回相談、連携相談を行い、家庭や関係機関と連携しながら早期からの相談・支援を行っています。小学校においても、令和4年度より巡回相談を開始し、切れ目のない支援を目指し、家庭や関係機関との連携に努めています。 ○隣保館及び児童館において、小中学校の教諭による学習指導を定期的に行っています。 ○修学の意欲を持ちながら、家庭の経済的理由により修学することが困難な者に対して、学資又は育英上必要な資金を貸し付ける事業を実施しています。 ○子どもの学習支援事業は、令和3年度より社会福祉協議会に業務委託を行い、運営面の強化を図っています。対象者を「中学3年生」から「中学2年生、中学3年生」に拡充し、従来の対面形式の授業も、コロナ禍ではZ o o mを活用したオンライン授業を併用しています。
主な課題
●家庭環境の複雑な児童生徒の不登校や問題行動等への対応件数が依然として多いことから、さらに学校と各関係機関が連携して取り組んでいく必要があります。 ●学校からの依頼の増加に伴い、スクールソーシャルワーカーの対応件数が増加傾向にあり、ニーズが年々高まっています。 ●支援を必要とする幼児・児童生徒は年々増加していますが、専門的な知識や技術、経験のある支援員を確保することが課題となっています。

(2) 生活支援

主な取組
○養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、子育てホームヘルプ事業、ファミリー・サポート・センター事業、地域子育て支援センター事業、一時預かり事業、放課後児童クラブ事業等の各種子育て支援サービスを実施しています。 ○3歳に達する日以後最初の年度末までの間にある子どもの保護者に対し、ファミリー・サポート・センター事業、乳幼児一時預かり事業、子育てホームヘルプ事業に使用できる子育て応援サービス券を支給することにより、利用者の経済的負担を軽減し、子育て家庭を支援しています。 ○新型コロナウイルス感染症予防のため、令和2～3年度は調理実習が実施できませんでしたが、令和4年度は調理室を使用した調理デモや料理教室、訪問を実施しています。 ○幼稚園、保育施設、認定こども園、小・中学校において、栄養教諭による指導や、農業体験等を通じた食育を推進しています。 ○母子保健及び健康増進の普及につながるよう、三豊市愛育会において、子育ての孤立予防や子育て及び親育ての支援を行っています。 ○発達気になる子どもや子育てに不安を持つ保護者に対し、臨床心理士、言語聴覚士、児童心理司による個別相談を実施しています。 ○子どもの居場所づくり推進事業として、地区公民館や分館において、幼稚園や小学校と連携した様々な取組を行っています。 ○児童虐待を未然に防ぎ、また早期の段階で対応するため、オレンジリボン運動を通じた児童虐待防止の啓発、通報・通告窓口の周知を図るとともに、児童家庭相談に応じています。 ○令和元年度に子育て世代包括支援センターを子育て支援課内に開設し、妊娠期からの支援の充実に努めています。
主な課題
●ファミリー・サポート・センター事業については、まかせて会員の養成、スキルアップを行い、おねがい会員の求める援助に対応していく必要があります。 ●各施設で取り組んでいる食育を家庭につなげていくこと、保護者の「食」への意識を高めること、子どもの食事について保護者と悩みを共有して支援につなげる必要があります。 ●新型コロナウイルス感染症の影響もあり、愛育会の会員数が減少しており、支部の存続が困難になりつつある状況となっています。 ●問題を抱える家庭の早期発見及び適切な支援を行うために、令和4年度から設置された子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター、児童対策協議会の関係機関等と、お互いの役割を明確化し連携を図っていく必要があります。 ●年々妊娠届出数は減少していますが、精神疾患等の既往や支援者がいない妊婦が増えており、父親も含めて妊娠中からのサポートを充実する必要があります。

(3) 就労支援

主な取組
○ひとり親の就業・自立に向けた総合的な支援として、「子育て・生活支援」、「就業支援」、「養育費の確保」、「経済的支援」の施策を推進しています。 ○就労支援員が就労相談の内容に応じて助言や指導、世帯訪問を行い、ハローワークでの求職活動への同行等を実施しています。 ○ひとり親家庭が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、「自立支援教育訓練促進給付金」や「高等職業訓練促進給付金」を支給しています。
主な課題
●ひとり親家庭それぞれの課題に対し、適切な支援メニューを提供できるよう、相談員の資質向上が求められています。 ●早期の相談や助言等の支援体制を確立し、困窮に陥る前段での支援を行う必要があります。

(4) 経済的支援

主な取組
○ひとり親家庭等で扶養されている18歳に達する年度末までにある児童・父母等に、保険診療による医療費の自己負担額を支給しています。 ○0歳から15歳に達する日以後の最初の年度末までの間にある子どもに保険診療による医療費の自己負担額を支給しています。 ○父母の離婚等により、父又は母親と生計を共にしていない母子家庭及び父子家庭等に対して、生活の安定と自立が促進され、児童の健やかな成長が図れるように、児童が18歳に達した年度末まで児童扶養手当を支給しています。 ○義務教育終了前の児童（遺児）の親権者または現に児童を監護している者に遺児年金を支給しています。
主な課題
●一人当たりの医療費は増加しており、現物支給化に伴う安易な受診による医療費の増加が懸念されます。

第3章 基本的な考え方

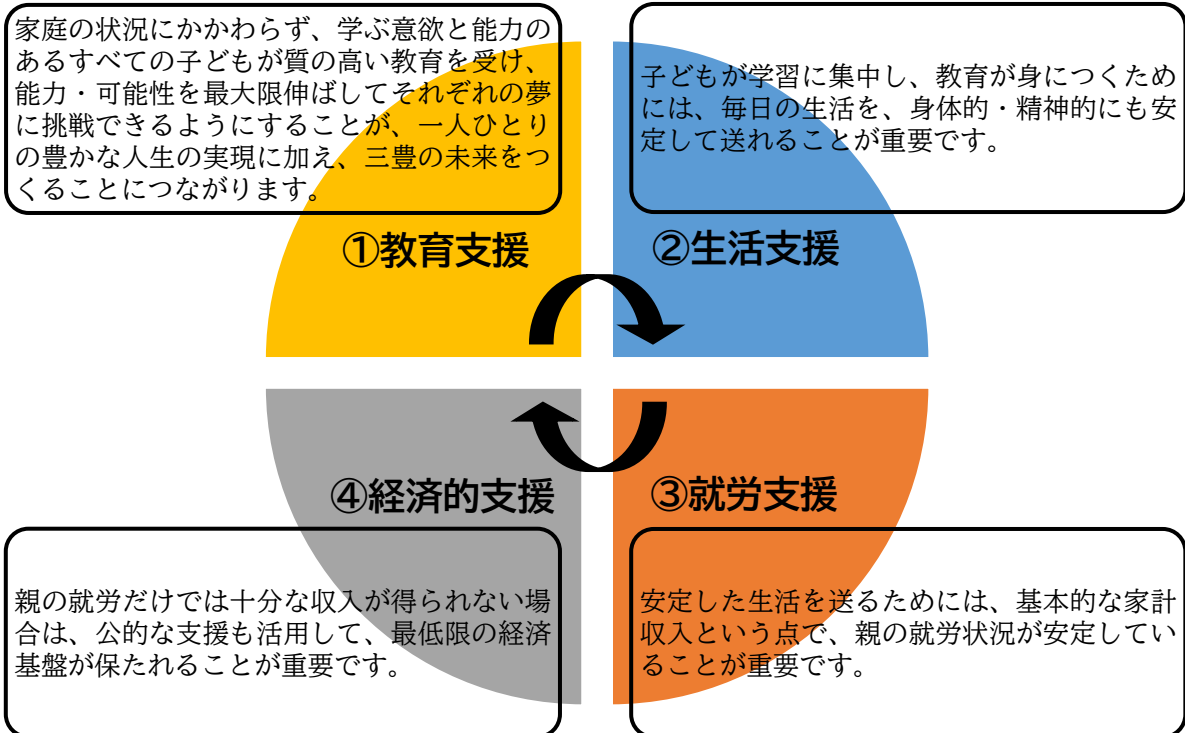
1 基本理念

本市では、市政における最上位計画である「三豊市第2次総合計画」の中で、これから待ち受けている多くの課題に対し、市民とともに「チームみとよ」として心ひとつに立ち向かうとともに、「未来」で子どもたちが自由に夢を描き、かなえるための“豊かさ実感都市”を、「今」を生きる私たちみんなの手でつくっていかうという決意のもと、「One MITOYO～心つながる豊かさ実感都市～」をまちの将来像と定めています。

第1期計画で定めた基本理念「三豊で育ち、三豊が育て、三豊を育てる すべての子どもの可能性を育むまち」は、まちの将来像に込めた思いと合致していることから、本計画においても基本理念を踏襲し、各種施策を推進していくこととします。

**三豊で育ち、三豊が育て、三豊を育てる
すべての子どもの可能性を育むまち**

2 施策の方向性



第4章 施策の展開

1 教育支援

(1) 学校教育における総合的な子どもの貧困対策

ア 施策の方向性

家庭環境や経済状況に影響されることなく、子どもの教育機会が保障されるよう、学習に意欲的に取り組める環境づくりを推進します。また、いじめ防止対策や、子どもの家庭環境などを踏まえた相談体制の構築に努めます。

イ 主な事業

No	事業名	事業の概要	担当課
1	確かな学力と豊かな心の育成	児童生徒が自ら学び自ら考える力を育成するために、基礎を大切にする教育を行うとともに、体験学習や問題解決の力を伸ばす学習を取り入れる等、指導内容や指導方法を工夫し、確かな学力の育成に努めます。また道徳教育を核とし、全教育活動を通して、豊かな心の育成に努めます。	学校教育課
2	信頼される教育環境づくり	教職員一人ひとりが資質や能力の向上に努めるとともに、学校評議員制度や学校評価制度を活用して地域・家庭・学校との連携を図り、信頼される教育環境づくりに努めます。	学校教育課
3	いじめ防止対策等の推進	毎月初めの各学校からの生徒指導状況報告書の提出により、市内のいじめ事案や件数の状況を把握し、一人ひとりを大切にする居場所づくりや絆づくりに取り組んでいきます。	学校教育課
4	スクールカウンセラー事業	12名のスクールカウンセラーが小学校19校、中学校7校を担当し、計画的に各学校を回り、児童生徒はもとより、保護者、職員のカウンセリングも行います。	学校教育課
5	スクールソーシャルワーカー事業	児童生徒の最善の利益を保证するため、ソーシャルワークの価値・知識・技術を基盤とする福祉の専門性を有する者として、学校等においてソーシャルワークを行います。不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、子どもの貧困、児童虐待等の課題を抱える児童生徒の修学支援、健全育成、自己実現を図るため、児童生徒のニーズを把握し支援を展開するとともに、保護者への支援、学校への働きかけ及び自治体の体制整備への働きかけを行います。	学校教育課

(2) 幼児期の教育・保育の充実及び環境の整備

ア 施策の方向性

幼児期は、基本的な身体機能や運動機能が発達するとともに、自我や主体性が芽生える大切な時期であり、徐々に人間関係を広げ、その関わりを通じて社会性を身に付けていくなど、基本的な生きる力を獲得する時期となります。子どもの発育や学びの連続性の確保を支援するとともに、教育・保育費の負担軽減を図ります。

イ 主な事業

No	事業名	事業の概要	担当課
1	就学前教育・保育の充実	市内の幼稚園、保育施設、認定こども園が、情報交換や職員の合同研修を行う等の連携を図り、「ななつのたから※2」の理念に基づき、質の高い就学前教育・保育に努めます。	保育幼稚園課 学校教育課
2	豊かな心の育成	就学前の子どもたちの人権や主体性を尊重し、子どもの最善の利益を保障しながら、豊かな心や人と関わる力を育む保育を行います。	保育幼稚園課
3	幼保連携の推進	三豊で育つ子どもは、就学前の同じ年齢の子どもが同じ教育・保育を受けることができる環境をめざし、幼保連携の推進に取り組みます。	保育幼稚園課 学校教育課
4	幼児教育から義務教育への円滑な接続	幼稚園、保育施設、認定こども園と小学校の教育方法や環境の違いにとまどい、なじめないケース（小1プロブレム）が問題となっています。 子ども同士の交流や教職員の連携等に引き続き取り組みながら、子どもの成長を連続した過程として捉えた中での具体的な取組を検討します。	保育幼稚園課 学校教育課
5	幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳までの子どもや0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園、保育施設、認定こども園の費用及び給食費を無償化します。	保育幼稚園課

※2 ななつのたから／市内の保育所、幼稚園、子育て支援センターの保育者がめざす子ども像に向かって、日々どのような願いをもち、何を大切に考えて、乳幼児期の子どもたちにかかわっているかをまとめた冊子で、平成25年度に「三豊保育研究会・三豊市幼稚園研究会」が作成しました。7つの項目（①未来を託す子ども、②特色ある7つの町、③豊かな自然環境、④温かい地域の人々、⑤受け継がれてきた伝統文化、⑥子どもたちの幸せを願う地域社会、⑦子どもたちの育ちを支える保育）を「たから」として保育することによって、子どもたちの心身を耕し、豊かに育み、たくましく未来に向かって羽ばたく姿を描いています。

(3) 特に配慮を要する子どもへの支援

ア 施策の方向性

障がいがある場合や、外国にルーツを持つなどにより日本語が不自由な場合など、配慮が必要な子どもとその保護者への支援を行います。

イ 主な事業

No	事業名	事業の概要	担当課
1	障がい児教育・保育の充実	幼稚園、保育施設、認定こども園、小・中学校で特別な支援が必要な乳幼児・児童生徒には、支援のための職員を加配するきめ細かな教育・保育を実施します。 障がいや特性に応じた指導・支援や保育教育課程の編成を行い、校内また学校間で共有できるように、「個別の指導計画」及び、その支援が切れ目なく引き継がれるために「個別の教育支援計画」の作成を推進します。	保育幼稚園課 学校教育課
2	外国人児童生徒等への支援	日本語の習得に困難がある児童生徒については、支援のための職員を加配するなど、学習活動の充実に努めます。	学校教育課

(4) 就学支援・進学支援

ア 施策の方向性

学びの意欲あるすべての子どもたちが、必要な教育を受けることができるようにするため、就学・進学に必要な支援を行います。

イ 主な事業

No	事業名	事業の概要	担当課
1	就学援助費の支給	経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、必要な援助（学用品費、給食費、校外活動費、修学旅行費、生徒へのクラブ活動費などの補助）を行い、義務教育を円滑に実施します。	学校教育課
2	子どもの学習支援事業	「低学歴による低所得が差別を再生産する」ことを踏まえ、隣保館及び児童館において児童生徒に高校進学までの実力を付けさせるとともに、教室とは別環境による学習で交流を深めることを目的として学習会を実施します。	人権課

No	事業名	事業の概要	担当課
3	奨学資金の貸付	修学の意欲を持ちながら、家庭の経済的理由により修学することが困難な者に対して学資又は育英上必要な資金を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、その志を遂げさせ、もって有為な人材の育成に努めます。	教育総務課
4	給付型奨学金	令和3年度より、大学等への進学を志す学生たちが、夢や希望を持ち、成長できる社会の実現に向けた取組として、給付型奨学金制度を創設しました。 意欲ある学生たちが自らの能力や適性にあった進路を自由に選択し、夢の実現に専念できるよう、社会に貢献する人材の育成を図ることを目的として、支給対象者に対し、月額5万円を支給します。	教育総務課

(5) 生活困窮世帯等への学習支援及びその他教育支援

ア 施策の方向性

生活困窮世帯等の子どもに対して、学習支援を行います。

イ 主な事業

No	事業名	事業の概要	担当課
1	子どもの学習支援事業	貧困の連鎖を防止するために、生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の中学2年生・3年生に対して学習支援を実施しており、今後は中学1年生も対象とし拡充を図ります。支援の方法としては、毎週土曜日の午前中に市内の1会場において大学生や教員OBが自習学習を支援します。 令和3年度より社会福祉協議会に業務委託を行い、運営面の強化を図っており、従来の対面形式の授業について、コロナ禍ではZ o o mを活用したオンライン授業を併用しています。	福祉課
2	自尊心を育てる人権教育事業	幼稚園、保育施設、認定こども園において、人権教育紙芝居などの教材集を活用して、子ども自身の自尊感情を育む取組を行います。	学校教育課

2 生活支援

(1) 子どもの生活支援

ア 施策の方向性

子どもの健やかな成長を図るとともに、心身の健康な生活習慣の継続のための正しい知識や社会的スキルを身につけ、主体的に生涯にわたって健康づくり等を実践していける子どもを育みます。

イ 主な事業

No	事業名	事業の概要	担当課
1	食育の推進	食物の栽培や調理等の体験活動を通して、食に関する理解を高めるとともに、地域食材の知識や郷土料理を学校給食に取り入れる取組を進めます。 また、家庭や地域と積極的に関係を築きながら、児童生徒の望ましい食習慣の定着のために「早寝・早起き・朝ごはん」の推進に努めるとともに、食に関する健康課題のある児童生徒に対して栄養教諭及び養護教諭と連携して個別指導を行います。 さらに、貧困家庭や家庭教育力の低下により学校給食以外の食事がきちんととれていない家庭には、社会福祉協議会を通してフードバンクの紹介を行い、児童生徒の食育に関する自立支援を行います。	学校教育課
		家庭と連携し、保護者自身が食の大切さを意識し、家庭での食が豊かになるよう、幼稚園、保育施設、認定こども園において、農業体験等を通じた食育を推進します。	保育幼稚園課
		調理することを通して楽しみながら、①食品を選ぶ力、②食べ物の味がわかる力、③料理ができる力、④元気な体がわかる力、⑤食べ物の命を感じる力、この「食育5つの力」を養うことを目標に、食生活改善推進員が地域で中心となり、幼稚園、保育施設、認定こども園、小学校において食育を実施します。	健康課
2	学校給食の実施	学校給食法に基づき、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものとして、また、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものとして、市内の全ての小・中学校、市立幼稚園等において学校給食を実施します。	学校給食課

(2) 子育ての支援

ア 施策の方向性

家庭環境や経済状況に影響されることなく、安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育成されるよう、母親の心身のケアや育児サポートなど、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制づくりを図ります。

イ 主な事業

No	事業名	事業の概要	担当課
1	養育支援訪問事業	養育支援が必要であると判断した家庭に対し、ホームヘルパー等がその居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言、家事支援その他必要な支援を行うことにより、適切な養育の実施を確保します。	子育て支援課
2	子育て短期支援事業	保護者が病気や仕事、育児疲れなどで、一時的に児童の養育が困難になったとき等に、児童福祉施設において、一定期間養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上に努めることを目的とします。	子育て支援課
3	子育て応援サービス券支給事業	市内在住の3歳に達する日以後の最初の年度末までにある子を養育する者に子育て応援サービス券を交付し、一時預かり・子育てホームヘルプ・ファミサポの利用の際に、料金の支払いに使用できます。子育て世代の経済的負担を軽減し、もってその家庭の子育て支援を行う目的に寄与します。	子育て支援課
4	子育てホームヘルプ事業	母子手帳交付後から出産までの妊娠期および、出生から3歳到達の年度末までの子育て期において日中援助者がいない家庭に対して、家事や育児の援助を行うホームヘルパーを派遣し、家事援助・育児補助を行うことで、子育て家庭の負担軽減を図るとともに、家庭の養育力の育成・向上を支援します。また、児童虐待の未然防止や子どもの養育に支援が必要な家庭の早期発見につなげます。	子育て支援課
5	ファミリー・サポート・センター事業	地域において、育児の援助を行いたい者（まかせて会員）と育児の援助を受けたい者（おねがい会員）を組織化し、会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことにより、労働者が仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、もって労働者の福祉増進及び児童の福祉向上を図ることを目的とします。	子育て支援課

No	事業名	事業の概要	担当課
6	幼稚園での預かり保育	保護者の就労や育児の支援をするため、通常の教育時間の前後、長期休業中に保護者の要請に応じて、幼稚園が当該幼稚園の園児を対象に預かり保育を行います。	保育幼稚園課
7	つどいの広場事業	安心して子育てや子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的として、子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図る場を提供します。	子育て支援課
8	一時預かり事業	保護者の短時間就労や心身の負担の解消等のため、一時的・緊急的な保育が必要となる場合の一時預かりを行います。	子育て支援課
9	予防接種事業	医療機関に委託し行います。 定期予防接種は全額助成し、任意接種のおたふくかぜについては費用を半額程度助成します。適切な時期に接種できるよう、訪問、健診等の機会に接種方法の説明や接種履歴を確認し、未接種者には接種勧奨を行います。	子育て支援課
10	三豊市愛育会	スローガンに「みんなで子育て愛育会」を掲げ、会員や地域との連携を図りながら、子育ての孤立予防や子育て及び親育ての支援を行い、母子保健及び健康増進の普及につながるよう、母子、家族、地域の健康保持・増進の普及に努めます。	子育て支援課
11	放課後児童クラブ事業	小学校就学児童の保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後や学校休業日に家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行い児童の健全育成を図ることを目的として、各小学校単位に放課後児童クラブを設置、指導員を配置し運営を行います。 また、適切な団体等にその運営を委託し、放課後児童の健全育成と児童福祉の向上を図り、子どもが安心して豊かな放課後を過ごせる場所を確保し、保護者が安心して就労できる環境をつくり、子育てしやすい街づくりに寄与します。 なお、三豊市放課後児童クラブ条例第8条及び三豊市放課後児童クラブ条例施行規則第11条の規程により生活に困窮している者に保育料の減免を行います。	子育て支援課

No	事業名	事業の概要	担当課
12	母子健康手帳交付及び保健指導	母性並びに乳幼児の健康の保持増進を図るため、妊娠届出により、母子健康手帳を交付します。保健師が丁寧に面接し、健康面、経済的なことを含めた生活の困り感を把握し、支援プランを作成するとともに、医療機関等と連携し、支援体制の充実に努めます。	子育て支援課
13	産前・産後サポート事業	妊娠・出産、子育てに関する悩み等に対して、子育て経験者（ホームスタート）、保健師、助産師等が不安や悩みを傾聴し、寄り添い支援を行います。事業を通して、不安感や生活の困り感が解消されるよう妊婦の仲間づくり、父親支援、パートナーシップづくりにも努めます。	子育て支援課
14	妊婦訪問・乳児家庭全戸訪問事業	家庭を訪問し、妊婦、子どもとその保護者の産後のメンタルヘルス等の健康状態を把握します。育児のこと、経済的なことも含めての生活の相談に応じ、必要な子育てサービスに繋ぐ等を行い支援の切れ目ができないように努めます。	子育て支援課
15	産後ケア事業	出産（退院）後、市が委託している医療機関や助産所で宿泊や日帰り、または助産師の訪問で、母乳、沐浴、赤ちゃんの世話、産婦のメンタルヘルス等について助産師からケアを受けることができる事業です。利用に繋がるよう妊娠期からの周知を行い、産科医療機関と連携し必要な産婦へ利用を促します。自己負担額は経済状況によって軽減しています。	子育て支援課
16	妊産婦・乳幼児健康診査	妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進のため、妊婦一般健康診査、妊婦歯科健康診査、新生児聴覚スクリーニング検査、産婦健診、乳児一般健康診査、2歳児歯科健康診査の費用を助成し、受診率の向上に努めます。 委託医療機関からの健診結果の報告を基に早期に必要な支援を行います。	子育て支援課
17	健康教育	産後のイメージをつくり、夫婦で協力して子育てに臨めるよう、両親学級・子育てスタートアップ講座等を開催します。また、乳児期の栄養及び食習慣の基礎を学び実践できるよう離乳食講習会を実施します。	子育て支援課

No	事業名	事業の概要	担当課
18	乳幼児健康診査	乳幼児の健康の保持・増進のために乳幼児健康診査を行い、子育て家庭の状況を把握するとともに、保護者の心身の変化・健康保持・増進への支援を図ります。 全ての子育て家庭と会うことができる機会に、経済状況を含めた生活の困り感を把握し、必要な支援を行います。	子育て支援課
19	発達障がい児等巡回相談支援事業	幼稚園、保育施設、認定こども園、小学校等への巡回相談を行い、発達が気になる段階から適切な支援を行えるように、支援者等に対する助言、サポートを行います。	子育て支援課
20	良好な居住環境の整備	収入が低く、居住場所に困っている方へ低家賃で住居を提供します。対象者には子どもがいる世帯も含まれており、子どもの貧困対策としても機能します。	建築住宅課



(3) 相談窓口の充実

ア 施策の方向性

貧困の状況にある子どもやその家庭の一部には、必要な支援制度を知らない、手続きがわからない、積極的に利用したがない等の状況もみられるため、こうした子どもや家庭を早期に発見し、支援につなげられるよう、アウトリーチ型のアプローチや気軽に相談できる機会の充実を図ります。

イ 主な事業

No	事業名	事業の概要	担当課
1	子育て世代包括支援センター事業	保健師、社会福祉士、学校連携支援員が、妊娠期から子育て期、そして子どもが18歳になるまで、不安や困っていることなどの相談に応じ、子育てなどに関する情報提供や相談支援、関係機関と連絡調整を行います。 こども家庭センターの開設に向けて子ども家庭総合支援拠点との一体的な運営を行います。	子育て支援課
2	利用者支援事業	子どもやその保護者、または妊娠している者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整等を行います。	子育て支援課
3	のびのび相談・こども相談・すてっぷ相談	発達が気になる子どもや子育てに不安を持つ保護者に対し、臨床心理士、言語聴覚士、児童心理司による個別相談を実施します。	子育て支援課
4	子ども家庭総合支援拠点事業	児童虐待などの問題を抱える子どもや家庭からの相談に応じ、適切な支援を行うことにより、子どもの福祉を図り、権利を擁護することを目的とします。児童家庭・女性相談員を雇用し、住民からの相談に応じるとともに、児童虐待などを地域全体で防止するため、三豊市児童対策協議会を設置し、活用することで、子どもに関する問題の解消、児童虐待などの未然防止と早期発見につなげます。 また、子どもの貧困やヤングケアラーなど、気になる家庭の早期発見及び適切な支援を行うために、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、児童対策協議会の関係機関等とお互いの役割を明確化し連携を図るとともに、気になる家庭を把握し、関係機関による支援につなげます。	子育て支援課

(4) 地域における子どもの居場所づくり

ア 施策の方向性

子どもが放課後や学校休業日等を安心できる環境で過ごせる居場所の確保を図ります。

イ 主な事業

No	事業名	事業の概要	担当課
1	子どもの居場所づくり推進事業	公民館や学校・地域が連携して、各種体験活動や親子参加型の講座、子どもたちが気軽に立ち寄れる居場所を提供するなど、子どもの成長を支援します。	生涯学習課
2	こどもの居場所づくり事業	子どもを取り巻く問題が数多くあるなか、それらの問題解決の糸口として、こどもの居場所づくり活動に地域で取り組んでいきます。こどもの居場所活動の安定的な運営ができるよう支援を行い、また活動団体や個人、さらに居場所づくり活動を支える提供活動等を行う個人や団体ともつながるネットワークを構築していき、活動を支えていきます。	子育て支援課
3	放課後子ども教室推進事業	公民館を核とした地域が、放課後や週末に防災教室や宿泊学習など子どもたちが安心して活動できる場を確保し、子どもの成長を支援します。	生涯学習課
4	児童館管理運営事業	「児童福祉法」に基づき設置された児童厚生施設であり、児童厚生員が次代を担う児童に対し健全な遊びを通して健康を増進し、情操豊かに育つことを目的に、児童の生活の安定と能力の発達を援助し、地域における健全育成活動を助長します。	人権課 子育て支援課



3 就労支援

ア 施策の方向性

就労に関する情報提供・相談体制を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、意欲ある人が働き場所を見つけやすい環境づくりに努めます。

イ 主な事業

No	事業名	事業の概要	担当課
1	ひとり親の就労相談	ひとり親家庭を対象に、就労相談、求職状況等の情報提供等を行い、自立に向けた就労を支援します。	子育て支援課
2	就労相談	毎週火曜日に就労支援員が就労相談するとともに、ハローワークと連携して本人の希望にあった就労先を紹介するなど就労支援を実施します。	福祉課
3	自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母や父が技術を身につけるために指定教育訓練講座を受講し修了した場合に、その経費の60%（1万2千円を超える場合で40万円を上限）を支給します。	子育て支援課
4	高等職業訓練促進給付金等事業	看護師や介護福祉士等の資格取得のため、6か月以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活負担を軽減するために、修業期間の全期間（上限4年）高等職業訓練促進給付金を支給します。また、修業期間修了時に高等職業訓練修了支援給付金を支給します。	子育て支援課



4 経済的支援

ア 施策の方向性

各種経済的支援制度を適正に利用してもらえよう、制度の普及・啓発を行うとともに、自立に向けた支援を行っていきます。

イ 主な事業

No	事業名	事業の概要	担当課
1	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等について、医療費の一部を支給することにより、ひとり親及びその児童等の健康の保持及び増進、並びに家庭生活の安定に寄与し、もってひとり親家庭等の福祉の向上を図ります。県内の医療機関は現物給付（窓口無料）、三豊市・観音寺市外の接骨院と県外医療機関は償還給付により助成します。	健康課
2	子ども医療費助成事業	子どもの医療費の一部をその保護者に助成することにより、子どもの疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図るとともに、子育て世代の負担の軽減を図ります。 対象者は0歳から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの子どもで、県内の医療機関は現物給付（窓口無料）、三豊市・観音寺市外の接骨院と県外医療機関は償還給付により助成します。	健康課
3	生活保護支給	生活保護支給における教育扶助は、①義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品②義務教育に伴って必要な通学用品③学校給食その他義務教育に伴って必要なもの、について金銭給付を行います。	福祉課
4	生活困窮者自立相談支援事業	子どもの健やかな成育には家庭環境が重要であることから、保護者に対して就労や家計改善など様々な支援を行い、他機関とも連携して、生活困窮世帯の早期の改善・自立に向けた支援を継続的に実施します。	福祉課

No	事業名	事業の概要	担当課
5	児童手当支給事業	「家庭等における生活の安定」と「次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する」ことを目的として、児童1人につき、年齢や受給者が監護する子どもの数に応じて手当を支給します(ただし所得制限により支給されない場合もあります)。【15,000 円(3歳未満、3歳以上小学校卒業までの第3子以降)、10,000 円(3歳以上小学校卒業までの第1・2子、中学生は一律)、5,000 円(受給者が所得制限に該当する場合)】	子育て支援課
6	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とします。	子育て支援課
7	遺児年金支給事業	父母または父母のどちらかが死亡した義務教育終了前の者を養育する保護者に対して、遺児1人につき年額12万円を支給し、遺児の健全育成を支援します。	子育て支援課
8	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭及び寡婦等の自立や児童の健やかな育成を支援するため、修学資金等貸付(無利子)の受付事務を行います。	子育て支援課



第5章 計画の推進体制と進行管理

1 行政、相談・支援機関、地域の役割

(1) 行政の役割

市は、県や関係機関等と連携しつつ、地域の実情に応じた具体的な施策を講じ、積極的かつ主体的に役割を果たす必要があります。また、福祉部門における連携にとどまらず、教育委員会と児童福祉部門等が実効性のある連携を確保できる体制を整備する必要があります。

(2) 相談・支援機関の役割

相談・支援機関は、子どもや保護者から直接相談を受ける窓口、あるいは地域の方々や関係機関から連絡、相談を受ける窓口です。子どもや家庭を取り巻く問題は多種多様な形でたらされるので、背景にひそむ課題を見極めるため、より詳しく情報収集を行い、支援方針を検討するとともに、関係機関相互の連絡を密にすることが重要です。ネットワークを作り、相互に連携することで、複雑な課題にも対応できるようになり、より効果的な支援が可能になります。

(3) 地域の役割

子どもや家庭が地域から孤立することのないよう、子どもたちを地域の中で育て、支える取組が必要です。また、地域の実情に応じて、子どもたちが安全・安心に過ごせる場所や環境の整備も必要です。

幼稚園、保育施設、認定こども園、学校、NPO団体、社会福祉団体その他子どもや保護者に関わる機関や団体においては、子どもや家庭の状況に気を配り、小さな気づきを手がかりとして、相談・支援機関へ連絡、相談するなどの行動を起こすことにより、効果的な支援につなげていくことができます。

2 啓発・広報の推進

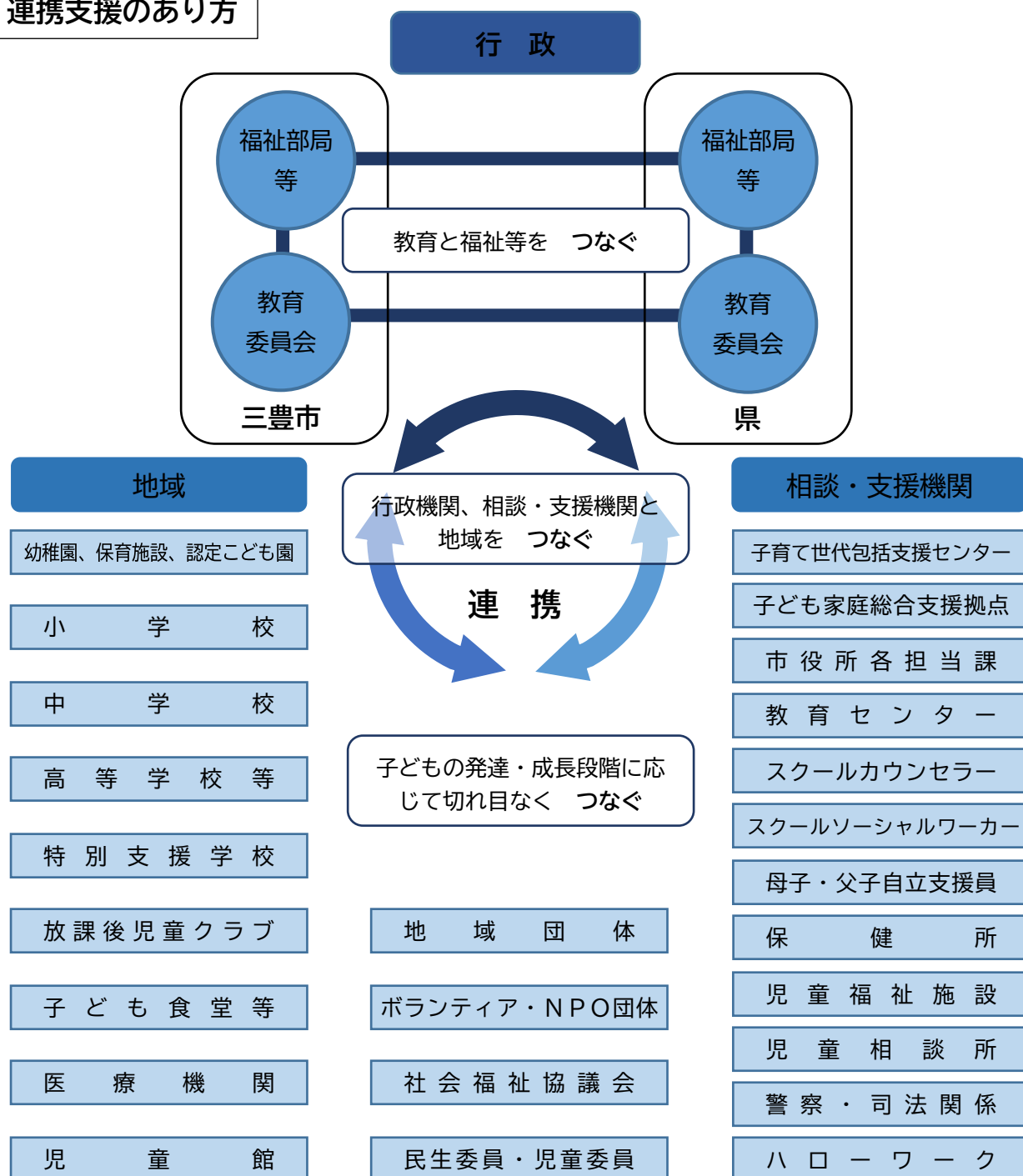
本計画を推進するうえで、各事業の広報や啓発を推進し、必要な人が必要なサービスや制度を活用できるようにしていく必要があります。そのため、事業を担当している各課における広報や啓発はもとより、本計画を所管する子育て支援課の要請に応じて、子どもの貧困対策としてまとめた広報や啓発を適宜行っていくこととします。また、広報紙や市ホームページ等への掲載だけでなく、パンフレットの作成・配布や、SNS等の他の媒体の活用も含めて幅広く検討するとともに、幼稚園、保育施設、認定こども園、学校、地域、民間事業者等との連携・協働により効果的な啓発活動を推進します。

3 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

本計画の目的である「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る」ことを具体的に進めていくためには、対象となる子どもや保護者だけでなく、経済的には問題がなくても、孤立しかけている（している）子どもも含めた対応が必要です。

地域社会全体で子どもを見守り、育む取り組みを推進し、子どもに関わるあらゆる支援団体やボランティア、地域、個人を巻き込んで、包括的な支援体制の構築につなげていきます。

連携支援のあり方



※相談・支援機関は、行政機関や地域にも属しています

4 計画の進行管理

本計画の計画期間においても、国や県の施策・動向を注視しつつ、必要な見直しは随時行うものとします。また、社会経済状況をはじめとする子どもの貧困を取り巻く環境の変化を捉えながら、各事業の見直し・改善を図るとともに、必要な調査等を行い、子どもの貧困の課題に資する施策の推進に努めます。

5 子どもの貧困に関する指標

下記の指標について、全国平均や香川県平均より悪い項目については、平均より良い数値を目指します。また、全国平均や香川県平均より良い項目については、維持または向上を目指します。

No	指標	三豊市		香川県	全国
		現状値	目標		
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率	66.6% (R3.4.1 現在)	向上	88.0% (R3.4.1 現在)	93.7% (R3.4.1 現在)
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校中退率	25.0% (R3.4.1 現在)	減少	3.5% (R3.4.1 現在)	3.6% (R3.4.1 現在)
3	生活保護世帯に属する子どもの大学進学率	100.0% (R3.4.1 現在)	維持	34.0% (R3.4.1 現在)	39.9% (R3.4.1 現在)
4	生活保護世帯に属する子どもの就職率（中学校卒業後）	0.0% (R3.4.1 現在)	維持	2.7% (R3.4.1 現在)	1.0% (R3.4.1 現在)
5	生活保護世帯に属する子どもの就職率（高等学校卒業後）	0.0% (R3.4.1 現在)	—	49.1% (R3.4.1 現在)	41.3% (R3.4.1 現在)
6	生活保護世帯における子どもの数とその割合	10人 0.11% (R4.4.1 現在)	減少	1,008人 0.71% (令和元年度)	193,723人 1.04% (令和元年度)
7	児童養護施設の子どもの高等学校進学率			100.0% (令和3年度)	94.9% (R2.5.1 現在)
8	児童養護施設の子どもの大学等進学率			14.3% (令和3年度)	17.8% (R2.5.1 現在)
9	児童養護施設の子どもの就職率（中学校卒業後）			0.0% (令和3年度)	2.2% (R2.5.1 現在)
10	児童養護施設の子どもの就職率（高等学校卒業後）			71.4% (令和3年度)	58.8% (R2.5.1 現在)
11	ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭）	95.5% (令和3年度)	向上	86.7% (令和2年度)	83.0% (令和2年度)
12	ひとり親家庭の親の就業率（父子家庭）	95.0% (令和3年度)	向上	88.9% (令和2年度)	87.8% (令和2年度)

No	指標	三豊市		香川県	全国
		現状値	目標		
13	児童扶養手当の受給資格者数、児童数、児童数の割合	527 人 828 人 (令和3年度) 9.07% (令和3年度)	—	7,512 人 11,591 人 (令和3年度) 7.96% (令和元年度)	877,702 人 1,335,312 人 (令和2年度) 7.43% (令和元年度)
14	スクールソーシャルワーカーの配置人数	3 人 (令和3年度)	増員	46 人 (令和3年度)	2,859 人 (令和2年度)
15	スクールカウンセラーの配置率（小学校）	100% (令和3年度)	維持	100.0% (令和3年度)	89.2% (令和2年度)
16	スクールカウンセラーの配置率（中学校）	100% (令和3年度)	維持	100.0% (令和3年度)	96.4% (令和2年度)
17	毎年度の進級時における学校での就学援助制度の書類の配布	100% (令和3年度)	維持	77.8% (令和3年度)	81.1% (令和3年度)
18	入学時における学校での就学援助制度の書類の配布	100% (令和3年度)			
19	就学援助を受けている児童生徒の数・就学援助率	554 人 12.7% (令和3年度)	減少	10,246 人 14.05% (令和2年度)	1,324,739 人 14.42% (令和2年度)

※出典

No	香川県	全国
1～5	第2期香川県子どもの貧困対策推進計画における指標の状況及び施策の実施状況について R4.7	厚生労働省社会・援護局保護課調べ／社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（第17回）資料
6	香川県健康福祉総務課「香川県生活保護速報」	厚生労働省「被保護調査」
7～10	第2期香川県子どもの貧困対策推進計画における指標の状況及び施策の実施状況について R4.7	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課／社会的養護の推進に向けて（令和3年5月）
11～12	国勢調査	国勢調査
13～14	第2期香川県子どもの貧困対策推進計画における指標の状況及び施策の実施状況について R4.7	第2期香川県子どもの貧困対策推進計画における指標の状況及び施策の実施状況について R4.7
15～16	学校保健統計調査	学校保健統計調査
17～18	第2期香川県子どもの貧困対策推進計画における指標の状況及び施策の実施状況について R4.7	第2期香川県子どもの貧困対策推進計画における指標の状況及び施策の実施状況について R4.7
19	文部科学省「就学援助実施状況等調査」	文部科学省「就学援助実施状況等調査」

6 事業一覧

施策	基本施策	事業	担当課
1 教育支援	(1)学校教育における総合的な子どもの貧困対策	確かな学力と豊かな心の育成	学校教育課
		信頼される教育環境づくり	学校教育課
		いじめ防止対策等の推進	学校教育課
		スクールカウンセラー事業	学校教育課
		スクールソーシャルワーカー事業	学校教育課
	(2)幼児期の教育・保育の充実及び環境の整備	就学前教育・保育の充実	保育幼稚園課 学校教育課
		豊かな心の育成	保育幼稚園課
		幼保連携の推進	保育幼稚園課 学校教育課
		幼児教育から義務教育への円滑な接続	保育幼稚園課 学校教育課
		幼児教育・保育の無償化	保育幼稚園課
	(3)特に配慮を要する子どもへの支援	障がい児教育・保育の充実	保育幼稚園課 学校教育課
		外国人児童生徒等への支援	学校教育課
	(4)就学支援・進学支援	就学援助費の支給	学校教育課
		子どもの学習支援事業	人権課
		奨学資金の貸付	教育総務課
		給付型奨学金	教育総務課
	(5)生活困窮世帯等への学習支援及びその他教育支援	子どもの学習支援事業	福祉課
		自尊心を育てる人権教育事業	学校教育課
2 生活支援	(1)子どもの生活支援	食育の推進	学校教育課 保育幼稚園課 健康課
		学校給食の実施	学校給食課
	(2)子育ての支援	養育支援訪問事業	子育て支援課
		子育て短期支援事業	子育て支援課
		子育て応援サービス券支給事業	子育て支援課
		子育てホームヘルプ事業	子育て支援課
		ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課
		幼稚園での預かり保育	保育幼稚園課
		つどいの広場事業	子育て支援課
		一時預かり事業	子育て支援課
		予防接種事業	子育て支援課
		三豊市愛育会	子育て支援課

施策	基本施策	事業	担当課
2 生活支援	(2)子育ての支援	放課後児童クラブ事業	子育て支援課
		母子健康手帳交付及び保健指導	子育て支援課
		産前・産後サポート事業	子育て支援課
		妊婦訪問・乳児家庭全戸訪問事業	子育て支援課
		産後ケア事業	子育て支援課
		妊産婦・乳幼児健康診査	子育て支援課
		健康教育	子育て支援課
		乳幼児健康診査	子育て支援課
		発達障害児等巡回相談支援事業	子育て支援課
		良好な居住環境の整備	建築住宅課
	(3)相談窓口の充実	子育て世代包括支援センター事業	子育て支援課
		利用者支援事業	子育て支援課
		のびのび相談・こども相談・すてっぷ相談	子育て支援課
		子ども家庭総合支援拠点事業	子育て支援課
	(4)地域における子どもの居場所づくり	子どもの居場所づくり推進事業	生涯学習課
		こどもの居場所づくり事業	子育て支援課
		放課後子ども教室推進事業	生涯学習課
		児童館管理運営事業	人権課 子育て支援課
3 就労支援	ひとり親の就労相談 就労相談 自立支援教育訓練給付金事業 高等職業訓練促進給付金等事業		子育て支援課 福祉課 子育て支援課 子育て支援課
4 経済的支援	ひとり親家庭等医療費支給事業 子ども医療費助成事業 生活保護支給 生活困窮者自立相談支援事業 児童手当支給事業 児童扶養手当支給事業 遺児年金支給事業 母子父子寡婦福祉資金貸付事業		健康課 健康課 福祉課 福祉課 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課

第6章 資料

1 計画策定の経緯

年月日	内容
令和3年12月	第2期みとよ子ども未来応援計画アンケート調査 実施
令和4年 5月27日	令和4年度三豊市子どもの貧困対策検討委員会（第1回）開催 ・第2期みとよ子ども未来応援計画策定に係るアンケート調査結果の報告について ・第2期みとよ子ども未来応援計画策定業務について
令和4年 8月	第2期みとよ子ども未来応援計画策定に係る関係団体・機関アンケート調査 実施
令和4年10月 7日	令和4年度三豊市子どもの貧困対策検討委員会（第2回）開催 ・第2期みとよ子ども未来応援計画の骨子案について
令和4年11月28日	令和4年度三豊市子どもの貧困対策検討委員会（第3回）開催 ・第2期みとよ子ども未来応援計画（素案）について ・パブリックコメントの実施について
令和5年 1月18日 ～ 2月17日	「第2期みとよ子ども未来応援計画（素案）」に対するパブリックコメント実施
令和5年 3月30日	令和4年度三豊市子どもの貧困対策検討委員会（第4回）開催 ・第2期みとよ子ども未来応援計画の最終案について ※第2期みとよ子ども未来応援計画最終案 承認

2 三豊市子どもの貧困対策検討委員会設置条例

平成 29 年 3 月 24 日

条例第 1 号

(設置)

第 1 条 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成 25 年法律第 64 号)第 4 条の規定に基づき、子どもの貧困対策に関し、本市の状況に応じた施策を策定し、及び実施するため、三豊市子どもの貧困対策検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、子どもの貧困対策に関する計画を策定し、及びその計画に基づき実施する施策の内容を検討する。

(組織)

第 3 条 検討委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育委員会の代表者
- (3) 民生委員・児童委員の代表者
- (4) 事業主団体の代表者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 福祉関係団体の代表者
- (7) 健康福祉部長
- (8) 教育部長
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再委嘱され、又は再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 検討委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、委員のうち会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(最初の検討委員会の招集)

2 検討委員会については、委員長が選任されるまでの間は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3 令和4年度 三豊市子どもの貧困対策検討委員会委員名簿

	区 分	氏 名	職 名	備 考
1	学識経験を有する者	佐藤 友光子	四国学院大学教授	委員長
2	教育委員会の代表者	細川 芳樹	三豊市教育委員	任期：R3.6.29～R4.7.31
		野田 雄一郎		任期：R4.8.1～R5.6.28
3	民生委員・児童委員の代表者	前田 昭文	三豊市民生委員 児童委員協議会 連合会長	副委員長
4	事業主団体の代表者	青井 和代	三豊市商工会理事	
5	子どもの保護者	西野 智美	三豊市PTA 連絡協議会長	任期：R3.6.29～R4.5.7
		金子 純平		任期：R4.5.8～R5.6.28
6	福祉関係団体の代表者	滝口 直樹	三豊市社会福祉 協議会事務局長	
7	健康福祉部長	藤田 伸治	三豊市健康福祉部長	
8	教育部長	西川 昌幸	三豊市教育部長	
9	市長が必要と認める者	小笠原 弘子	三豊市母子福祉 連合会長	
10	市長が必要と認める者	宮崎 勉	三豊市小・中学校 校長会長	
11	市長が必要と認める者	元木 眞千子	三豊保育研究会長	
12	市長が必要と認める者	石原 順子	三豊市幼稚園研究会長	

※委員名簿の並び順は、三豊市子どもの貧困対策検討委員会設置条例第3条第2項による。

第 2 期みとよ子ども未来応援計画

発行年月 令和 5 年 3 月

発 行 者 三豊市

〒767-8585

香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1

編 集 三豊市健康福祉部子育て支援課

TEL 0875-73-3016 FAX 0875-73-3023

